

## 審査メモで示された論点に対する回答

(H30.10.1 農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課)

### 1 農業経営統計調査の変更

#### (1) 調査対象の属性的範囲の変更

営農類型別の経営状況を把握する調査（以下「経営統計調査」という。）における調査対象区分について、従前の「個別経営体」「組織法人経営体」による区分から「個人経営体」「法人経営体」による区分に変更する。

(論点)

- a 一戸一法人の経営体は、全農業経営体のうちどの程度を占めているのか。また、法人格を有しているという外形的な差異以外に、個人経営体と差異はあるのか。

(回答)

- 1 経営統計調査の調査対象となる農業経営体のうち、一戸一法人の占める割合は次表のとおりである。

経営統計調査対象経営体の経営タイプ別経営体数

	経 営 体 数	構 成 比
全農業経営体	1, 258, 989	100. 0
個人経営	1, 236, 511	98. 2
法人経営	22, 478	1. 8
一戸一法人	4, 233	0. 3
組織法人	18, 245	1. 5

注：2015年農林業センサス結果から、経営統計調査の調査対象となる経営体を抽出したものである。

- 2 現行の経営形態別経営統計の個別経営体において、標本のうち、法人格を有する個別経営体（いわゆる「一戸一法人」（以下、「個別法人経営体」という。））の結果を対象とした集計値を公表しており、その概要は以下のとおりである。

経営形態別経営統計 個別経営体・個別法人経営体・組織法人経営体の概要  
一 平成28年結果 一

区分	単位	個別経営体		組織法人経営体
		個別経営体	個別法人経営体	
集計 経営体数	経営体	4,490	88	365
家族（構成員）農業就業者	人	1.05	2.36	7.92
自営農業労働時間	時間	1,946	8,607	21,097
家族	“	1,707	4,574	5,518
雇用	“	239	4,033	15,579
農業粗収益	千円	5,934	55,002	172,010
うち、作物収入	“	3,736	21,360	44,593
畜産収入	“	1,496	27,323	110,891
農業経営費	“	4,083	42,660	150,863
農業所得	“	1,851	12,342	21,147

この結果からみると、農業への労働投下量について、個別経営体全平均では家族による労働が9割程度を占めているのに対して、個別法人経営体平均では5割程度となり、組織法人経営体と同様に雇用労働による経営が行われているという特徴がみられる。

また、農業粗収益について、母集団の構造を反映して畜産収入の割合が高く、組織法人経営体と同様の傾向を示しているなどの特徴がある。

経営タイプ別営農類型別母集団の状況

	経営体数				構成比			
	合計				合計			
		個人経営	個別法人経営	組織法人経営		個人	個別法人	組織法人
合計	1,258,989	1,236,511	4,233	18,245	100.0	100.0	100.0	100.0
耕種営農	1,173,213	1,158,037	2,516	12,660	93.2	93.7	59.4	69.4
水田作	739,100	732,052	773	6,275	58.7	59.2	18.3	34.4
畑作	56,137	54,588	445	1,104	4.5	4.4	10.5	6.1
露地野菜作	133,571	131,357	474	1,740	10.6	10.6	11.2	9.5
施設野菜作	70,827	68,984	298	1,545	5.6	5.6	7.0	8.5
果樹作	146,538	145,202	276	1,060	11.6	11.7	6.5	5.8
露地花き作	10,474	10,244	54	176	0.8	0.8	1.3	1.0
施設花き作	16,566	15,610	196	760	1.3	1.3	4.6	4.2
畜産営農	58,091	53,004	1,220	3,867	4.6	4.3	28.8	21.2
酪農	16,162	14,874	527	761	1.3	1.2	12.4	4.2
繁殖牛	27,526	27,225	91	210	2.2	2.2	2.1	1.2
肥育牛	7,116	6,249	194	673	0.6	0.5	4.6	3.7
養豚	3,255	1,981	226	1,048	0.3	0.2	5.3	5.7
採卵養鶏	2,393	1,425	109	859	0.2	0.1	2.6	4.7
プロイラー養鶏	1,639	1,250	73	316	0.1	0.1	1.7	1.7
その他	27,685	25,470	497	1,718	2.2	2.1	11.7	9.4

注：2015年農林業センサス結果から、営農類型別経営統計の調査対象経営体を抽出した内訳である。

- b　経営統計調査の調査対象区分の変更に合わせて、調査結果の時系列比較可能性等を確保する観点から、どのような措置を講ずる予定か。

(回答)

- 1 今回の見直しにおいて、経営統計調査における「一戸一法人」の取り扱いを変更することとしているが、これによって調査結果に与える影響として想定しているのは、次の2点である。
  - ① 現行の個別経営体を対象とした調査結果から、一戸一法人の結果が除外されることによる断層の出現
  - ② 組織法人経営体と一戸一法人を統合することによる、現行の組織法人経営体を対象とした調査結果との断層
- 2 ①の影響については、個別経営体の母集団に占める一戸一法人の割合（0.3%）は極めて小さいことから、個人経営体を対象とした集計結果との断層は小さいものと推察される。  
なお、調査対象区分の見直したこと等については、公表時に留意点として丁寧に説明することとしている。
- 3 ②の影響については、一戸一法人を加えた法人経営体を対象として集計することにより、現行の組織法人経営体の集計結果と比べれば、経営規模等が下がることが想定される。  
このため、法人経営体のうち組織法人経営体を対象とした集計結果を引き続き表章することとしており、現行の組織法人経営体との時系列比較を可能としているところである。

- c 経営統計調査の新たな調査対象区分は、2020年農林業センサス（基幹統計調査）や農業構造動態統計調査（一般統計調査）等の調査対象区分と整合性が確保されたものとなっているのか。

(回答)

- 1 2020年農林業センサスにおいては、平成30年8月28日に開催された「第125回統計委員会」において答申が行われ、農業経営体について、以下のとおり区分されており、経営統計調査における個人経営体と法人経営体の区分は、これとの整合性を確保したものとなっている。

2020年農林業センサス  
農林業経営体調査票(案)  
(○○年2月1日現在)

【1】経営体の概要(すべての方が記入する項目です。)		
1 経営形態 経営は会社などの法人化をしていますか。 該当するもの1つに必ず記入してください。		
法人である  法 人 で あ る  会 社  各 種 団 体	101	<input type="checkbox"/> 個人経営の方は、2ページの1 個人経営内部の労働力へ <input type="checkbox"/> 団体経営の方は、4ページの2 団体経営内部の労働力へ
	102	法人の方のみ記入してください。 法人番号(13桁)を記入してください。  法人番号を活用した統計の精度向上 及び効率化の取組に使用させていただきます。 <b>個人のマイナンバー(12桁)を誤って 記入しないようにご注意ください。</b>
	103	4ページの 2 団体経 営内部の 労働力へ
	104	4ページの 3 個人経 営内部の 労働力へ
	105	4ページの 4 地域経 営内部の 労働力へ
	106	4ページの 5 地域公 共團體 内部の 労働力へ
	107	4ページの 6 地域公 共團體 内部の 労働力へ
	108	4ページの 7 地域公 共團體 内部の 労働力へ
	109	4ページの 8 地域公 共團體 内部の 労働力へ
	110	4ページの 9 地域公 共團體 内部の 労働力へ
特例有限会社は株式会社に該当します。		

- 2 農業構造動態統計調査については、農林業センサス結果の母集団名簿から標本の抽出・選定を行っており、2020年農林業センサスにおいて、上記のとおり農業経営体の区分を変更することに伴い、同調査の調査対象区分についても見直されるものと考えている。

- d 経営統計調査の調査対象区分を変更する一方で、生産費調査においては、従来の調査対象区分を維持する理由・必要性は何か。

(回答)

1 生産費調査については、

- ① これまで一戸一法人を含む個別経営を対象に調査を行い、その結果を基に経営所得安定対策の交付金や、生乳の加工原料乳生産者補給金の単価計算が行われており、過年次からの継続性が重視されていること、  
② 生産費調査のうち、二条大麦、六条大麦、はだか麦（以下「3麦」という。）及びなたねについては、2015年農林業センサスにおいて作付状況が把握されておらず、経営所得安定対策加入申請者情報リストから母集団を編成しているが、同リストの内容から一戸一法人を特定できないこと、

から、今回の見直しにおいては、個別経営、組織法人経営という現行の枠組みの中で、一戸一法人の位置付けは従来どおりとしたところである。

2 例えば、米生産費統計や大豆生産費統計等について、経営統計調査と同様に個人経営体、法人経営体の区分を採用した場合、生産費調査の中で3麦生産費統計やなたね生産費統計と調査対象区分が異なることとなり、利活用上の混乱・支障が生じることとなる（米、小麦、大豆、3麦、なたね等を対象とする経営所得安定対策交付金の単価算定や、生産費の品目間におけるコスト比較・分析等、施策を実施する上での問題が生じる）。

3 なお、2020年農林業センサスにおいては、生産費対象品目の全てについて作付状況を把握する計画であり、その段階において一戸一法人の特定も可能となることから、行政利用への影響等も十分に考慮しつつ、対象区分について検討してまいりたい。

- e 経営統計調査と生産費調査との間で調査対象区分・名称が異なることにより、両調査結果の関連・比較分析など、利活用上の支障が生じるおそれはないか。生産費調査の調査対象区分について、経営統計調査と同じ区分に見直した際、どのような支障等が生じるのか。

(回答)

1 経営統計調査は、農業経営全体の経営収支の実態を明らかにすることを目的として実施しており、収支には調査対象経営体で生産・販売等する農畜産物全体を把握している。

例えば、水田作経営については、田で生産する米・麦類・雑穀・豆類・工芸農作物の販売収入が農業全体の収入のうち最も多い経営体を対象としているが、収支は野菜や果樹などを含む経営全体の収支を把握することとなる。

一方、生産費調査は、調査対象品目に特化した生産コストの実態を明らかにすることを目的として実施している。

例えば、米生産費であれば、食用米を一定規模以上生産・販売している経営体を対象として、食用米の生産コストのみを把握し、仮に食用米以外の作物を生産していても、そのコストは除外することになる。

2 このように、両調査は、行政利用を踏まえつつ、それぞれの目的で実施しているものであり、把握する内容も異なることから、両調査の関連・比較分析等の支障が生じることないと判断している。

3 また、生産費調査の調査対象区分を経営統計調査と同様に見直すことについては、前述のdの回答のとおり、生産費調査全ての品目について統一的な対応が不可能であり、行政利用上の支障の方が大きいと考える。

- f 前回答申の今後の課題で指摘されている、NPO法人など様々な形態の経営体についても、今回の変更に合わせて再整理した場合、どのような支障が生じるのか。

(回答)

- 1 前回答申で課題として指摘された意図は、法人経営体の中にも株式会社等の会社法人だけでなく、NPO法人の参入など様々な形態の経営体がみられ、こうした形態の経営体の実態を正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討が必要と理解しているところである。
- 2 農林業センサスにおける法人経営体は、「農事組合法人」、「株式会社等の会社法人」、「各種団体」、「その他の法人」の形態に分類することが可能であり、このうち、経営統計調査の調査対象となるのは農業協同組合などの各種団体を除いた経営体としている。

法人経営体の組織形態別経営体数

	経営体数	構成比
合計	22,478	100.0
農事組合法人	5,648	25.1
会社法人	16,089	71.6
その他の法人	741	3.3

注：2015年農林業センサス結果から、経営統計調査の調査対象となる経営体を抽出したものである。

- 3 NPO法人については「その他の法人」に分類されており、NPO法人以外のその他の法人を含めても法人経営体の3%程度の割合となっており、現状からみれば、NPO法人等を対象とした標本設計（母集団の編成等）を行う状況にはないと判断しているところである。
- 4 なお、標本の抽出については、こうした経営タイプは考慮しておらず、結果としてNPO法人などが調査対象経営体となる可能性はあるが、調査対象経営体となったNPO法人を抽出して集計する必要性も低いものと考えている。

### (3) 報告を求める事項の変更

#### ア 調査票の構成の見直し

調査票について、従前の「現金出納帳」「作業日誌」「経営台帳」の計3種類の調査票を廃止し、経営統計調査票（個人経営体用・法人経営体用の計2種類）及び生産費調査票（農畜産物の品目別等に計16種類）を新設する。

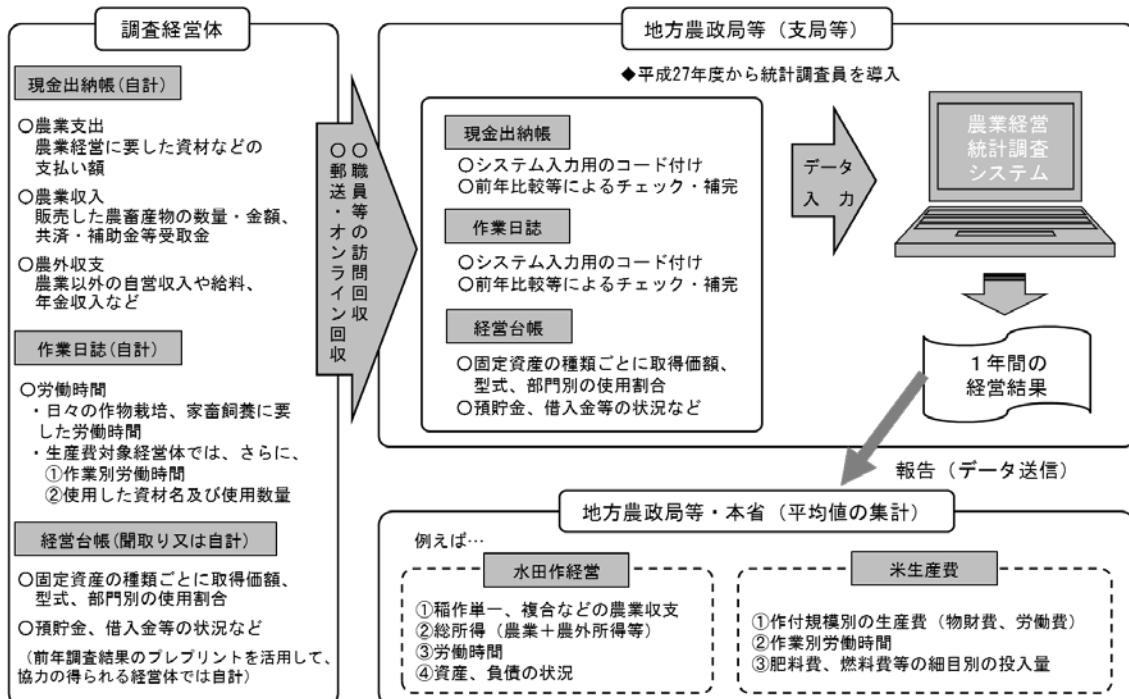
#### (論点)

- a 調査票の構成を抜本的に見直すに当たり、現行の調査票をどのように総括しているのか。また、新たな調査票は、どのような効果を期待して設計しているのか。

#### (回答)

- 1 現行の調査票による調査方法等については、次のとおりである。

#### 農業経営統計調査の流れ



#### ① 現金出納帳

農業支出及び農業収入については、現金の支払い・受け取りが発生した都度、その品目名と数量・金額を記入してもらうこととしており、日々の取引（販売）がある報告者においては、記帳負担が大きい。

また、農外収支については、経営統計調査において把握している事項であり、年間の合計額を記入してもらっているが、給料や年金などについては、同一世帯内であっても個人情報の意識が高まっている状況がみられ、年々その把握に苦労しているところである。

#### ② 作業日誌

人別に、農業に従事した時間を日別に記入してもらうこととしており、さらに生産費調査の場合は調査対象品目の生産に従事した作業内容が分かるようにお願いしている。また、家畜の飼養に係る労働については、日々の作業内容がほぼ同じであり、1

日の平均時間と日別に従事した日が分かるように「○」を付けるなどの簡素化を図っているが、農繁期においては、多忙のため記帳状況が低下する状況にある。

なお、報告者が独自に作業時間を整理している場合もあり、そのような場合は、独自に整理している様式を閲覧又は複写等により、職員等が作業日誌に整理している。

### ③ 経営台帳

報告者の農産物の生産状況や土地、建物、農機具、自動車、植物、牛馬等の資産の保有状況、その他調査に必要な事項について把握するものであり、報告者への面接・聞き取り等により職員等が取りまとめている。

また、資産の保有状況については、前年の保有状況をプレプリントした帳票を報告者に配付し、修正・追加等について記入してもらう方法を併用している。

しかしながら、大規模経営体においては、経営台帳で整理する農機具等の種類や保有台数も多く、更に畜産経営においては牛を1頭ごとに異動状況を整理する必要があるなど、その取りまとめに多くの労力を要している。

### ④ 職員等の取りまとめ

職員等は、①の現金出納帳及び②の作業日誌を定期的に回収し、農産物の種類別や農業経費の費目別等の分類コード(7桁)を付した後にシステムによりデータ入力し、データチェック等の検証を行いデータの整理を行っている。

この分類コードについては、作成する統計ごとに使用する仕様があることから複雑なものとなっており、適用する分類コードの判定にも時間を要している。

2 このように報告者・職員等の双方に多くの労力をかけているのが実態であり、こうした労力を可能な限り軽減するため、今回の見直しで調査票の体系を抜本的に見直すこととしたところである。

具体的には、

① 経営統計調査については、農業収入や農業生産資材等の購入・支払について日々の取引のデータを入力して年間の合計を計算せずとも、青色申告決算書（農業所得用）や収支内訳書（農業所得用）から把握することが可能であり、これら報告者が確定申告のために作成する申告資料を利用することで、報告者の記帳負担や職員等のデータ入力に係る労力の軽減が期待される。

特に、固定資産等の把握については、現行調査では減価償却費の計算のために資産ごとの情報を整理していたが、青色申告決算書において農業負担分の減価償却費も計算されており、一つ一つの資産の整理という労力が削減されることとなる。

② 生産費調査については、肥料や農業薬剤等の購入は一括して行われることが多く、また、その使用についても適期に行われていることを考えれば回数的には数回のものであり、報告者も面積当たりの使用数量の把握は可能であることから、調査票への記入は可能であると判断している。

なお、建物や農機具等の資産の減価償却費の把握については、青色申告決算書（農業所得用）における整理では農業負担割合の整理は行われているものの、生産費対象品目の負担割合までは整理されていないため、別途、調査票において負担割合を把握する必要があり、プレプリントによって前年の保有状況等を出力した調査票を配付して、負担割合の修正や廃棄等による削除、購入による追加等の記入をしてもらうこととしている。

③ なお、労働時間の把握については、法人経営体や大規模経営体においては雇用による労働が相当の割合を占めていることもあり、労務管理のため時間の把握・整理は行

われていると考えているが、個人経営体の小規模経営等においては必ずしも労働時間の整理は行われていないと思料するところである。

このため、このような経営体に対しては、別途、「労働時間等整理補助表」を使用して労働時間の記入をお願いすることとしている。

- b 経営統計調査票と生産費調査票の双方の記入対象となる報告者は生じるのか。生じる場合、その報告者数はどの程度か。その状況は、現在と同様か。

(回答)

1 調査を依頼する報告者（標本経営体）は、それぞれの統計調査の母集団から抽出しているが、結果として経営統計調査と生産費調査双方の調査対象となる報告者は生じており、現行調査において、農業経営統計調査の延べ標本数（8,640経営体）のうち2割程度（1,750経営体）が経営統計調査と生産費調査双方の報告者（標本共用経営体）となっている。

この標本共用の状況については、

- ① 北海道において、地域特定の原料用ばれいしょ及びてんさい生産費を実施していることや、経営統計調査における酪農経営、生産費調査における牛乳生産費の標本数が多いこと等から、他の地域に比べて共用率が高くなっている。
- ② そのほかの地域では、北陸において経営統計調査の水田作経営と生産費調査の米生産費の標本数が多いこと、沖縄において経営統計調査の畑作経営と生産費調査のさとうきび生産費の標本数が多いこと等から共用率が高くなっている。

といった状況が見られるところである。

なお、生産費調査の規模別からみた経営統計調査との共用の状況については、大きな違いはみられない状況である。

こうした標本共用については、見直し後においても、標本の抽出方法は変更しないことから、同程度になるのではと想定している。

#### 経営統計調査と生産費調査の標本共用 (平成29年調査)

区分	延べ標本数	標本共用数	共用率(%)
全国計	8,640	1,750	20.3
北海道	1,446	416	28.8
東北	1,304	245	18.8
関東・東山	1,640	253	15.4
北陸	505	123	24.4
東海	634	99	15.6
近畿	437	66	15.1
中国	410	76	18.5
四国	370	52	14.1
九州	1,692	350	20.7
沖縄	202	70	34.7

注：1 延べ標本数は経営統計調査、生産費調査それぞれの標本数の合計である。

2 標本共用数は、経営統計調査と生産費調査双方の調査対象となった経営体数である。

3 共用率は、標本共用数の延べ標本数に対する割合である。

2 こうした報告者に対しては、双方の調査票を用いて調査を実施することとなるが、それぞれの調査票において、調査事項の明確化（見える化）や、必要最小限の記入に限定するなどの効率化を図っているところである。

また、生産費調査票については、調査事項の一部簡素化にとどまっているものの、経営統計調査票については、青色申告決算書（農業所得用）等の資料からの転記を基本とするなど抜本的に見直したことにより、総量的な観点からみて負担軽減に繋がるものと考えている。

- c 品目別に設計された生産費調査票については、それぞれどのような行政ニーズに対応して区分しているのか。更なる集約化を図る余地はないか。また、米、小麦及び大豆の3品目について、個別経営体・組織法人経営体の別に調査票を設ける理由は何か。

(回答)

1 生産費調査で把握する品目別の調査結果については、次表のとおり経営所得安定対策における品目別の交付金の算定等に利用されており、調査票の設計に当たっては、各品目の生産実態や行政利用上の利活用実態を踏まえ、麦類生産費（4品目）や育成牛・肥育牛生産費（5品目）などの集約化を図っているところである。

これ以上の集約化については、調査の効率的かつ的確な実施という観点からみて、報告者の記入誤りを誘発しやすくなること等が懸念されるものと考えている。

生産費調査の調査票別の主な行政ニーズ

調査票⑯	利活用の内容	関係法令等
米生産費（個別経営体、組織法人経営体） ②	達成すべき成果目標（KPI）として示された米の生産コスト低減の進捗評価	日本再興戦略
麦類生産費、そば生産費、大豆生産費、原料用ばれいしょ生産費、なたね生産費、てんさい生産費 ⑥	経営所得安定対策における品目別交付金単価の算定	農業の担い手の経営安定のための交付金の交付に関する法律
原料用かんしょ生産費 ①	でん粉原料用かんしょ経営安定対策の交付金単価の算定	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
さとうきび生産費 ①	さとうきび経営安定対策の交付金単価の算定	
牛乳生産費 ①	加工原料乳生産者補給金単価の算定	畜産経営の安定に関する法律
育成牛・肥育牛生産費 ①	肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マル繁事業）の発動基準の算定	肉用牛肥育経営安定特別対策事業（注）
肥育豚生産費 ①	養豚経営安定対策事業の発動基準の算定	養豚経営安定対策事業（注）
子牛生産費、育成牛・肥育牛生産費（再掲） ①	肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格の算定	肉用子牛生産安定等特別措置法
組織法人経営体の小麦生産費、大豆生産費 ②	水田活用の戦略作物として生産コスト低減などの進捗評価	食料・農業・農村基本計画（同基本法）

注：1 ○数字は、調査票の数である。

2 肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業については、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、同協定が日本国について効力を生ずる日から「畜産経営の安定に関する法律」の一部改正により法制化されることとなる。

2 米、小麦及び大豆生産費の調査票を、個別経営体用と組織法人経営体用に別にしたのは、労働時間の把握に関して、個別経営体は従事者数も少なく人別の把握が可能であるが、組織法人経営体は従事者数が多いことと合わせて、労務管理による時間の把握も整理できていることから、効率的に記入できるよう年齢階層別に把握することとしたことにより、把握方法に違いがあるため、別の調査票としたところである。

### 経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金の概要

**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**

【水田・畠地共通】  
(概算決定額:2,065億円)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】  
※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

数量払	生産量と品質に応じて交付
-----	--------------

【平成29～31年産の平均交付単価】

対象作物	平均交付単価
小麦	6,890 円/60kg
二条大麦	5,460 円/50kg
六条大麦	5,690 円/50kg
はだか麦	8,190 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180 円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/t
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

注1:てん菜の基準糖度は、16.3度  
注2:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

面積払	当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付
-----	---------------------------

20,000円/10a (そばは、13,000円/10a)

<数量払と面積払との関係>

The graph illustrates the relationship between payment amount (y-axis) and yield (x-axis). It shows two triangles: a yellow one for '数量払' (Quantity Payment) and a green one for '面積払' (Area Payment). Both triangles have their bases along the x-axis, which is labeled '収量' (Yield). The y-axis is labeled '交付金額' (Payment Amount).

注：数量払の各品目の平均交付単価の算定に、各生産費調査の結果を利用。

- d 調査票が計18種類に及ぶことに伴い、地方統計組織や調査員における報告者への調査票の配り分けや、調査票別の記入指導・審査など、新たな業務が発生することになるが、調査の円滑かつ的確な実施等の観点から、どのような措置を講じる予定か。

(回答)

- 1 今回の調査票の見直しについては、報告者に対する調査事項の明確化（見える化）や、必要最小限の記入に限定するなどの効率化を意図したものであり、報告者の負担軽減や調査事項の的確な把握に寄与するものと考えている。
- 2 一方で、調査票の種類の増加に伴い、調査票別の記入指導・審査など、職員や調査員による若干の負担増は想定されるものの、調査の円滑かつ的確な実施の観点からみた場合のメリットが大きいと考えている。  
また、調査票の配り分けについては、実施する調査（調査票）ごとに報告者の氏名・住所等の情報を別途管理していることと合わせて、報告者には訪問して調査票を直接渡しており、配り分けの負担や特段の負担増はないものと考えている。
- 3 なお、現行調査においても、調査によって調査票に記入する事項は異なり、調査に応じた記入指導・審査等を行っているところであり、引き続き、丁寧に対応することとしている。

- e これまでの「現金出納帳」「作業日誌」「経営台帳」により報告を求めている事項と、「経営統計調査票」「生産費調査票」により報告を求める事項との関係はどのようにになっているか（表により調査事項の対応関係を整理）。また、日々の記載から1年分をまとめて記載する方式に変更する中で、報告者の負担軽減も勘案しつつ、正確かつ適切な回答を得られるよう、どのような措置を構ずる予定か。

(回答)

- 1 現行の調査票により把握している事項は、次表のとおりであり、変更後の調査票において把握する調査事項との関係は、別紙1のとおりである。

調査票	調査事項
現金出納帳	① 収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。） ② 家計または農業生産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物） ③ 農外等収入（事業収入、事業外収入、年金等収入） ④ 農外等支出（事業支出、事業外支出）
作業日誌	① 労働時間 ② 生産費該当品目に使用した資材
経営台帳（個別経営体用）	① 世帯員 ② 土地 ③ 建物及び自動車・農機具 ④ 植物 ⑤ 牛馬 ⑥ 中小動物 ⑦ 現物在庫 ⑧ 現金・預貯金等及び借入金 ⑨ 自給牧草 ⑩ 営農類型別経営統計関連項目 ⑪ 農産物生産費統計関連共通項目 ⑫ 米生産費統計関連項目 ⑬ 麦類・大豆・畑作物生産費統計関連項目 ⑭ 畜産物生産費統計関連共通項目 ⑮ 牛乳生産費統計関連項目 ⑯ 肉用牛生産費統計関連項目 ⑰ 肥育豚生産費統計関連項目
経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用）	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 調査客体概要
経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用）	① 土地 ② 建物及び自動車・農機具 ③ 借入金 ④ 調査客体概要

2 経営統計調査で使用する調査票については、報告者が作成等している税務申告関係資料からの転記による記入し易いよう、個人経営体においては項目の順序を青色申告決算書（農業所得用）の構成に合わせるなどの対応を図ったところである（営農類型別経営統計調査票（個人経営体用）と、別添参考資料の青色申告決算書を参照）。

3 生産費調査で使用する調査票については、これまで現金出納帳や作業日誌に品目ごとの名称・数量・金額を記入しなければならなかつた形から、調査事項を明記することで報告者に分かりやすくするとともに、関連する事項を効率的に記入できるよう工夫するなどの対応を図っているところである。

一例として、建物、農機具及び自動車に係る物件税や修繕費等の支払について、現行では現金出納帳に記入してもらっていたが、変更後は、建物、農機具・自動車の所有状況の中で一体的に記入できるように見直し、記入漏れ等がないようにしている。

4 なお、労働時間の把握について、雇用が発生している法人経営等においては労務管理上作業記録が整理されているとともに、現行の組織法人経営体に対する調査においても男女別、役員・構成員別等に記入してもらっているところであり、調査票に直接年間の労働時間を記入することは可能と考えている。

しかしながら、個人経営においては、必ずしも作業記録が整理されているとは限らないと考えており、そうした経営体における整理方法として、「労働時間等整理補助表」（別紙2）（以下、「補助表」という。）を活用することとしている。

補助表は、日別と月別の様式を使って記入してもらうことを考えており、それぞれの作業者名や作業名については、各調査票における把握内容（作業別等）に対応できるよう、事前に報告者との間で記入しやすい作業区分名等について協議し、報告者ごとにカスタマイズできるようにしている。

こうした事前の確認等により、報告者にどういった内容で記入すれば良いか理解を深めていただき、協力度の向上に努めていきたいと考えているところである。

f 調査の円滑な実施や報告者負担、調査結果の利活用等の観点からみて、今回の調査票の構成の見直しは、適切かつ十分なものとなっているか。

(回答)

今回の見直しに際しては、省内利用部局との調査事項等に係る協議に加え、普段、調査対象経営体と接している地方統計担当職員等との間で、調査票の構成等についても事前に意見交換を行うなど、利活用及び報告者等の負担軽減を踏まえたものであると認識しており、適切なものと判断している。

### (3) 報告を求める事項の変更

#### イ 経営統計調査票関係

##### (ア) 「現況」、「損益計算書」、「貸借対照表」を把握する調査事項

個人経営体及び法人経営体における①現況（認定農業者の有無、農業研修生の受け入れの有無等）、②損益計算書及び③貸借対照表を把握する調査事項を新設・再編する。

##### 【経営統計調査票（個人経営体用）】

現況	.....	p3
損益計算書	.....	p4～p5
貸借対照表	.....	p6～p7

##### 【経営統計調査票（法人経営体用）】

現況	.....	p3
損益計算書	.....	p7
貸借対照表	.....	p4～p5

#### (論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

#### (回答)

それぞれの調査事項の利活用等については、以下のとおりである。

1 現況に係る調査事項については、報告者の経営形態等について把握し、平均値集計における分類指標や、農政推進に資するデータ提供等を目的とするものである。

① 法人経営体における「家族経営」については、調査対象区分を一戸一法人を加えた法人経営とする中で、組織法人経営体と一戸一法人（家族経営）を区分するための指標として把握するものである。

② 法人経営体における「集落営農」については、水田作経営における集落営農と集落営農以外を集計する際の指標として把握するものである。

③ 「認定農業者」については、経営所得安定対策（別紙3参照）等による支援措置と調査結果との関連等に関する検討・分析のために把握するものである。

④ 「経営主の性別・年齢」については、次世代を担う若手農業者の経営実態から、今後の施策の展開方向等に関する分析・検討に資するデータ提供のために把握するものである。

※ 「平成29年度食料・農業・農村の動向（農業白書）」において、営農類型別経営統計（個別経営）のデータを用いて、若手農業者の経営状況について分析されており、今後、法人経営についても同様の分析が重要になるものと考えている（別紙4参照）。

⑤ 「農業研修生」については、農業における雇用労働の確保の状況把握のため、「法人化の年次」については、法人設立からの経過年数による経営状況の差異等の分析に資するものとして把握することとしたものである。

⑥ また、個人経営体の「青色申告の有無」及び法人経営体の「決算期末期」については、現行の経営台帳において把握している事項であり、個人経営における青色申

告の有無による調査票の記帳指導や確認、法人経営については、調査票の回収時期の把握等への利用しているところである。

## 2 損益計算書

個人経営体は「農業に関する収入・支出」、法人経営体は「事業全体に関する収入(売上高)・売上原価等」に関する事項を把握するものであり、法人経営体については事業全体のうち農業の占める割合を「農業割合」として把握することとしている。

これらの設問は、農業経営収支の実態を把握するものであり、各種施策の推進等における重要なデータとなり得るものである。

## 3 貸借対照表

調査経営体の資産及び負債・資本等の財務の状況を把握する事項であり、その内訳を把握するとともに、収益性の総資本経常利益率、効率性の総資本回転率、安全性の自己資本比率などの計算に利用され、経営状況の把握・分析に資するものである。

なお、個人経営体においては、貸借対照表が作成されていない場合は、p 7の「2 貸借対照表を作成していない場合」の表を利用して記入していただくこととしている。

## 4 損益計算書及び貸借対照表に基づく収支を把握することにより、企業会計に準じた統計表章が可能となり、他産業との比較といった新たな利活用を想定している。

- b 青色申告を行っている個人経営体数は、全体でどの程度あるのか、それは経営規模や地域等によって差異があるのか。また、青色申告を行っていない個人経営体など、損益計算書や貸借対照表の作成に当たって、税務申告書類等からの転記が困難な農業経営体にとっては、記入負担が重い調査項目や、記入が困難な項目はないか。

(回答)

1 国税庁が公表している「事業年報」によると、農業所得の青色申告者数は、平成28年で約42万人となっている。

なお、これら青色申告者数の経営規模や地域等の分布状況については、そのような形で集計・公表された資料が確認できなかったことから不明である。

2 青色申告を行っていない個人経営体の場合は、「収支内訳書（農業所得用）」から記入してもらうことを想定しているが、損益計算書については「青色申告決算書（農業所得用）」と同等の内容となっており、記入例を用いた指導等により報告者による記入は可能と考えている。

また、青色申告を行っていない者は、貸借対照表の作成義務はないことから、分かる範囲での記入に留め、記入できない事項については「欠測値」として取り扱い、一定の数式で求めた代替データにより補完することを計画している。

3 「欠測値」の取扱いについては、これまでに「欠測値補完に関する調査研究報告書（平成29年3月内閣府経済社会総合研究所景気統計部）」や「公的統計における欠測値補完の研究：多重代入法と單一代入法（平成27年6月独立行政法人統計センター）」などの論文が公表されているとともに、統計担当職員を対象とした研修科目にも設定されているなど、各府省においても統計手法として認知されている状況であると考えており、本調査においても導入することとしたものである。

- c 本調査事項について、調査結果の利活用促進や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

- 1 本調査事項については、農業経営の実態把握に係る行政利活用等を踏まえ、報告者の経営形態や収支等の状況を把握する基本的かつ重要な事項であり、不可欠なものである。
- 2 また、これら調査事項の記入に当たっては、青色申告決算書（農業所得用）や法人経営体の決算書からの記入のし易さを考慮するとともに、青色申告決算書を作成していない報告者については分かる範囲での記入に留めて「欠測値」として扱うこととするなど、負担の軽減にも配慮したものとしている。
- 3 したがって、現時点において改善等の必要性はないものと考えている。

(イ)「事業収支の概要・事業経費」、「投資と資金調達の状況」等を把握する調査事項

個人経営体及び法人経営体における①事業収支の概要・事業経費、②投資と資金調達の状況、③主要農業固定資産の状況及び④土地面積を把握する調査事項を再編する。

【経営統計調査票（個人経営体用）】

事業収支の概要	.....	p8
投資と資金調達の状況	.....	p8
主要農業固定資産の状況	.....	p9
土地面積	.....	p9

【経営統計調査票（法人経営体用）】

事業経費	.....	p8～p9
投資と資金調達の状況	.....	p6
主要農業固定資産の状況	.....	p11
土地面積	.....	p10

(論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

(回答)

それぞれの調査事項の利活用等については、以下のとおりである。

1 事業収支の概要、事業経費

個人経営体における「事業収支の概要」は、事業全体の収支を把握するものであり、当該経営体における農業の位置付け（割合等）を明らかにするものである。

また、法人経営体における「事業経費」は、損益計算書で把握する「製造原価」及び「販売経費及び一般管理費」の内訳を費目別に把握するものであり、個人経営体の農業経営費の費目との整合性を図るために費目を設定し、農業経営体としての農業経営費の表章を行うこととしている。

2 投資と資金調達の状況

農業経営における農地や農機具等の資産の取得に係る投資額とその資金調達の状況を把握することにより、規模拡大や経営の動向の分析等に利活用されるものである。

3 主要農業固定資産の状況

農業経営のために装備する建物や農機具等の面積や台数を把握するものであり、経営規模との相関などの分析等に利活用されるものである。

4 土地面積

農作物の生産等に使用する田や普通畠、樹園地等の経営耕地面積は、特に土地利用型農業においては重要な指標であり、経営耕地面積規模別の集計における指標となるほか、経営耕地の利用状況の分析等に利活用されるものである。

- b これらの調査事項のうち、青色申告を行っていない個人経営体などにとって、記入負担が重い項目や、記入が困難な項目はないか。

(回答)

「事業収支の概要」については、青色申告の有無に関係なく確定申告書の記載内容からの転記で記入可能であるとともに、投資と資金調達の状況、主要農業固定資産の状況及び土地面積についても、報告者にとっては容易に分かるものと考えており、記入が困難な項目はないと考えている。

- c 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

- 1 本調査事項は、報告者の投資や主要固定資産、土地面積といった経営規模に関する実態を把握するものであり、規模拡大の動向分析等の利活用へ対応を図るものである。
- 2 また、報告者に対しても、過度な設問とはせず、必要最小限の範囲に留めているところである。
- 3 したがって、現時点において改善等の必要性はないものと考えている。

(ウ) 「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項

個人経営体及び法人経営体における①生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入、②制度受取金・積立金及び③農業生産関連事業収支を把握する調査事項を再編・充実する。

【経営統計調査票（個人経営体用）】

生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	.....	p10～p13
制度受取金・積立金	.....	p14～p15
農業生産関連事業収支	.....	p18～p19

【経営統計調査票（法人経営体用）】

生産概況及び農畜産物収入	.....	p12～p15
農作業受託収入	.....	p16～p17
制度受取金・積立金	.....	p18～p19
農業生産関連事業収支	.....	p22～p23

(論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

(回答)

1 それぞれの調査事項については、当該経営体の農業経営による収支等の実績を把握するものであり、現行調査において現金出納帳や経営台帳によって把握している事項である。

2 このうち、「制度受取金・積立金」については、農業経営の体质強化等のため経営所得安定対策や畜産経営安定対策等の施策が推進されているところであり、こうした施策によって交付される制度金等が農業経営収支に関与している状況等を把握・分析するために行政部局からも把握が求められている事項である。

なお、制度受取金の名称については、制度の見直し・新設等によって名称が変更することも想定されるため、印刷時に名称を入れることとしている。

<参考>

現行制度における制度受取金等の種類（◎は積立金等が発生するもの）

区分	名称
共通	農業共済（◎）、収入保険（◎）、多面的機能支払交付金・農地維持支払、多面的機能支払交付金・資源向上支払、中山間地域等直接支払交付金
稲、畑作物 関係	畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（◎）、国内麦流通円滑化特別対策（◎）
園芸作物 関係	施設園芸等燃油価格高騰対策（◎）、茶改植等支援事業、指定野菜価格安定対策事業（◎）、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（◎）、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実需給安定対策

	事業
畜産関係	配合飼料価格安定事業（◎）、加工原料乳生産者補給金、酪農経営支援総合対策事業、肉用子牛生産者補給金（◎）、肉用牛繁殖経営支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（◎）、肉用牛肥育経営安定特別対策補完事業、養豚経営安定対策事業（◎）、鶏卵生産者経営安定対策事業（◎）

3 また、「農業生産関連事業収支」については、自家生産物の加工販売など経営の多角化による所得の向上や、農村地域の雇用の確保のため「六次産業化・地産地消法」等による施策が推進されているところであり、農業経営体のこれらの経営状況等を把握分析するため、行政部局からも実態把握を求められているところである。

このため、事業別の収支に加え、経営状況を把握することで更なる分析に資するよう、調査事項を充実させたところである。

- b 本調査事項については、農林業センサスの事業区分との整合性は確保されているか、また、記入が困難な項目はないか。

(回答)

1 生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入については、農林業センサスにおいても農産物の作付面積や飼養頭羽数等、過去1年間の農産物の販売収入、過去1年間の農作業の受託（収入、受託面積）を把握しており、整合性は確保されている。

さらに、個人経営について、現行調査では農畜産物や農作業受託による収入は現金出納帳で把握し、作付面積や生産量等の生産概況は経営台帳で把握していたが、今回の見直しにより、青色申告決算書（農業所得用）の「収入金額の内訳」表において、これらの情報（作付面積、生産量、販売金額等）が整理されており、調査票のレイアウトを青色申告決算書の「収入金額の内訳」に合わせるなどの工夫をしている。

2 本調査における農業生産関連事業は、「当該経営体が経営する農産加工等の農業に関連した販売等を目的とする事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を使用していることのいずれかに該当するもの」と定義付けており、今回申請した調査事項と、農林業センサスにおける調査事項との関係は次表のとおりである。

2020年農林業センサス（案）	農業経営統計調査（経営統計調査）
農産物の加工	農産加工
小売業	（農産物販売の直売）
観光農園	観光農園
貸農園・体験農園など	貸し農園
農家民宿	農家民宿
農家レストラン	農家レストラン
海外への輸出	（農産物販売の直売）
再生可能エネルギー発電	—
その他	—

本調査においては、「農産加工」、「観光農園」、「貸し農園」、「農家民宿」及び「農家レストラン」の収入及びこれらの事業経費について把握することとしている。

農林業センサスで分類している「小売業」及び「海外への輸出」については、農産物の販売形態の一つ（直接販売）であり、農畜産物収入に含めて把握することとしているが、直接販売の状況については、内訳として別途把握する。

3 また、調査対象となる経営体のうち、農業生産関連事業に取り組んでいる経営体の割合が小さいことから、調査対象となった経営体においても出現頻度は低いものと考えており、営農類型別等の集計結果においては少額な結果となることが想定され、実態把握において利活用しにくいものとなる。

このため、営農類型別等の集計とは別に、農業生産関連事業に取り組んでいる経営体

のみを対象として、農産加工や観光農園など業種別の集計結果を公表することとしており、「再生可能エネルギー発電」を含む「その他」については、多様な経営（業種）が存在しニーズとしてはないものと考えられることから、分類として設定しないこととしたところである。

しかしながら、農業生産関連事業全体としての状況を把握する上では、「その他」に係る収支等も必要であると思料されるところであり、収入に係る調査事項に「その他」を加える方向で整理したいと考えている。

農業生産関連事業に取り組んでいる経営体数（2015年農林業センサス）

区分	経営体数（構成比）
総経営体数	1, 258, 989 (100.0)
農業生産関連事業取組経営体数	35, 012 (2.8)
農産加工	24, 609 (2.0)
観光農園	6, 489 (0.5)
貸し農園等	3, 548 (0.3)
農家民宿	1, 715 (0.1)
農家レストラン	1, 259 (0.1)
海外への輸出	561 (0.0)
その他	1, 718 (0.1)

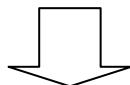
注：2015年農林業センサス結果から、経営統計調査の調査対象となる経営体を抽出したものである。

#### 當農類型別経営統計調査票（個人経営体用、法人経営体用）

農業生産関連事業収支に係る調査事項のうち、収入に係る調査事項の変更

#### 見直し案（現行）

区分		
1	農産加工	農産加工事業の売上高
2	観光農園	観光農園、関連施設内の売上高
3	貸し農園	貸し農園の売上高
4	農家民宿	農家民宿での売上高
5	農家レストラン	農家レストランでの売上高



#### 見直し案（修正案）

区分		
1	農産加工	農産加工事業の売上高
2	観光農園	観光農園、関連施設内の売上高
3	貸し農園	貸し農園の売上高
4	農家民宿	農家民宿での売上高
5	農家レストラン	農家レストランでの売上高
6	その他	その他関連事業の売上高

- c 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

- 1 本調査事項については、これまで同様の結果を公表し農業経営の実態把握等に利活用されているところであるとともに、今回の見直しにおいて農業生産関連事業収入の内訳及び稼働日数や利用者数などの経営状況を把握することとしており、利活用の範囲は拡大するものと考える。
- 2 また、これら調査事項については、個人経営体の青色申告決算書（農業所得用）や法人経営体における決算書からの記入が可能となるよう表のレイアウトにも工夫し、報告者負担にも配慮したものとしている。
- 3 したがって、現時点において改善の必要はないものと考えている。

- d 本調査事項について、国民経済計算及び産業連関表等の推計に活用する際に支障等が生じないか。

(回答)

国民経済計算及び産業連関表の推計には、農業粗収益・農業経営費、農業経営費の内訳が農業部門における付加価値率や投入額の推計に利用されているところであり、これらの項目は変更後においても把握することから、支障等は生じないと判断している。

## (エ) 「労働の概要」、「給与の状況」を把握する調査事項

個人経営体及び法人経営体における「労働の概要」、法人経営体における「給与の状況」を把握する調査事項を新設・再編する。

### 【経営統計調査票（個人経営体用）】

労働の概要	.....	p16
指定品目に係る労働の概要	.....	p17

### 【経営統計調査票（法人経営体用）】

労働の概要	.....	p20～p21
給与の状況	.....	p10

## （論点）

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

## （回答）

- 1 労働の概要については、農業経営等に投入した労力の実態を男女別・年齢階層別に把握するものであり、
  - ① 個人経営体に対しては、従事者数が少ないとから男、報告者による女別・年齢階層別に集計する労力を考慮し、雇用も含めて人別に記入する様式としたものである。  
また、指定品目に係る労働については、「食料・農業・農村基本計画」において「規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入」に関する目標が定められ、生産費調査を実施していない野菜・果樹等についても例外ではない。  
このため、これら指定品目における栽培技術の進展や機械化等による省力化の分析・検討には作業工程別の労働時間の把握が必要であるとの行政ニーズを踏まえて、指定品目を把握する報告者に限り作業別に労働時間を把握するものである。
  - ② 法人経営体に対しては、従事者数も多いものの労務管理による時間の記録もされていることから、個人経営体とは逆に男女別・年齢階層別に記入する方が効率的であると判断したものである。
- 2 現行調査において、農業経営における雇用労働に対する支給額を、個別経営体では「農業経営費のうち雇用労賃」として、組織法人経営体では「生産原価のうち労務費」及び「販売費及び一般管理費のうち給料」として把握しているところであり、見直し後においても個人経営体、法人経営体それぞれで同様に把握することとしている。  
今回の見直しにおいて新設する「給与の状況」については、農業以外の事業分も含めた経営体の給与総額を有給役員や常用雇用者、臨時雇用者別に把握するものであり、農業就業者の確保等の施策推進に資するデータとしての利活用を想定している。

- b 本調査事項について、記入が困難な項目はないか。特に、個人経営体においては、日々の労働時間を詳細に管理していない経営体も多いと考えられる中、年単位の記入は可能か。

(回答)

- 1 法人経営体における「労働の概要」及び「給与の状況」については、労務管理記録簿や決算書等から記入が可能であり、大きな負担は生じないものと考えている。
- 2 個人経営体における労働時間の把握については、報告者の全てが整理しているとは限らないことから、審査メモの「1 農業経営統計調査の変更（3）報告を求める事項の変更ア調査票の構成の見直し」の「論点e」に対する回答のとおり、「労働時間等整理補助表」を利用して記入してもらうこととしている。

- c 「給与の状況」について、法人経営体のみ把握する理由は何か。個人経営体においても、家族従業者のみならず、雇用者の労働状況について把握する必要はないか。

(回答)

今回の見直しにおいて新設する「給与の状況」については、農業以外の事業分も含めた経営体の給与総額を有給役員や常用雇用者、臨時雇用者別に把握するものであり、農業就業者の確保等の施策推進に資するデータとしての利活用を想定している。

具体的には、今後の担い手の育成・確保に当たっては、雇用等も含め農業への就業者を増加させることが重要であり、雇用の実態が的確に把握できる経営体を対象とすることが適切であると判断したことによる。

なお、個人経営体については

① 雇用の実態はあるものの、農業経営に係る雇用労働については「雇用労賃」として把握しており、農業以外の雇用の発生は少ないと考えられること

② 従事者としての家族労働に対する給与という概念がないこと

から、個人経営体においては調査事項として設定しないこととしたところである。

- d 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

本調査事項は、いずれも今後の農業施策の推進に利活用されるものであり、報告者の記入のし易さ等にも考慮して把握方法を検討したものであり、現時点で改善等の必要性はないものと考えている。

- e 本調査事項について、国民経済計算及び産業連関表等の推計に活用する際に支障等が生じないか。

(回答)

本調査事項について、これまで国民経済計算や産業連関表の推計の資料として利用された実績はないことから、支障等は生じないと考えている。

## ウ 生産費調査票関係

(ア) 経営概況（「経営土地」、「世帯員（構成員）数と農業就業者（構成農家）数等」、「認定農業者の状況」）を把握する調査事項【全ての生産費調査票】

農畜産物を生産する農業経営体（個別経営体及び組織法人経営体）における経営概況として、①経営耕地面積、②世帯員及び農業就業者等の人数及び③認定農業者の有無を把握する調査事項を再編する。

【米生産費調査（個別経営体用）の場合】

### 【1】経営の概況

#### 1 経営耕地

農業経営に利用している耕地の状況を記入してください。

区分	所有地 (a)	借入地 (a)
田	ha	a
畑	普 通 畑	
	樹 園 地	
牧 草 地		

#### 2 世帯員数と農業就業者数等

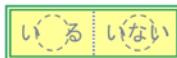
世帯員、農業就業者、農業年雇の人数について、男女別に記入してください。

区分	用語の説明	男(人)	女(人)
世帯員	世帯主又は血縁又は姻戚関係になくても一緒に住み、かつ生計をともにしている者（住み込みの年雇等を含む。）		
家族	夫婦とその血縁関係者を中心に構成され、共同生活の単位となる集団（15歳未満を除く。）		
農業就業者	年間の農業労働日数が60日以上の者		
150日以上	年間の農業労働日数が150日以上の者		
農業年雇	農業経営のためにおおむね年間（7か月以上）を通じて雇った者		

注：農業労働日数は、1日 = 8時間を目安にしてください。

#### 3 認定農業者の状況

認定農業者はいますか。  
該当を○で囲んでください。



### （論点）

a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

### （回答）

経営の概況における利活用については、次のとおりである。

- ① 経営耕地は、調査対象経営体の経営規模を示す基本指標として把握するとともに、複

数の作物を栽培し、年間を通じた耕地の有効利用に伴う農機具の調査対象品目以外への利用による当該調査対象品目の生産コスト低減効果等の分析等に活用している。

- ② 世帯員及び農業就業者等の人数は、調査対象経営体の労働力保有状況を示す基本指標として把握するとともに、経営耕地規模や調査対象品目の作付規模と経営体の労働力保有状況との関係等の分析等に活用している。
- ③ 認定農業者は、例えば、米生産費（個別経営）では日本再興政略における「担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減」の進捗を評価するデータとして、認定農業者がいる15ha以上層の結果が利用されている。

また、新たな食料・農業・農村基本計画において、担い手の育成・確保、農地集積・集約化などを通じて、若者たちが希望の持てる強い農業の創出を目指しており、そのためにも、基本的な指標として把握しておく必要があると考えている。

b 本調査事項について、記入負担が重い項目はないか。

(回答)

本調査事項は、容易に記入可能な項目であり、記入負担が重いとは考えていない。

- c 経営耕地に関する調査事項の区分について営農類型別経営統計調査票では畑（普通畑）、樹園地、牧草地としている一方、生産費統計調査票では普通畑と樹園地を合わせた畑の区分を設けているが、集計区分も含めて統一する必要はないか。

(回答)

農業経営統計調査の中で集計項目も含めて統一する方向で検討したい。

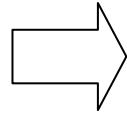
見直し案（現行）

見直し案（修正案）

#### 1 経営耕地

農業経営に利用している耕地の状況を記入してください。

区分	所有地 (a)	借入地 (a)
田	ha	a
畑	普通畑	
	樹園地	
牧草地		



#### 1 経営耕地

農業経営に利用している耕地の状況を記入してください。

区分	所有地 (a)	借入地 (a)
田	ha	a
普通畑		
樹園地		
牧草地		

- d 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

本調査事項は、従来から基本的な指標として把握しており、記入負担からも容易に記入できる項目であり、改善する余地はないものと考えている。

(イ) 経営概況（「直近5か年の10a当たり収量」、「農産物の品種別作付面積」等）を把握する調査事項【農産物に係る全ての生産費調査票（ただし、「農産物生産における作業（受託）委託状況」、「制度受取金等の状況」は、一部の調査票から除く。）】

農産物を生産する農業経営体（個別経営体及び組織法人経営体）における経営概況として、①直近5か年における農産物の10a当たり収量、②農産物の品種別作付面積、③農産物の生産に係る作業の委託（受託）状況及び④制度受取金等の状況を把握する調査事項を新設・再編する。

#### 【米生産費調査（個別経営体用）の場合】

##### 4 直近5か年の10a当たり収量

直近5か年における食用米の10a当たり収量を記入してください。

区分	1年前	2年前	3年前	4年前	5年前
10a当たり収量(kg)					

本調査の対象作物は、食用米（食用に供する目的で栽培している水稻のことをいい、種子も含めた主食用米、加工用米、米粉用米）です。  
食用以外の飼料用米、WCS用稻、バイオエタノール用等は含めないでください。

##### 9 食用米生産における作業委託の状況

食用米生産で作業を委託した場合は、その面積を記入してください。  
なお、同じ地場を複数回委託した場合、実面積を記入してください。

区分	面積(a)		
育 苗	ha	a	.
耕 うん・整 地			.
田 植 え			.
防 除			.
刈 取・脱 穀			.
乾 燥・調 製			.
ライスセンター			.
カントリーエレベーター			.

##### 10 食用米（うるち米）の品種別作付面積

当年産に作付けした食用米（うるち米）の品種名及びその作付面積を記入してください。

区分	品種名	面積(a)	区分	品種名	面積
品種1		ha a .	品種6		ha a .
品種2			品種7		ha a .
品種3			品種8		ha a .
品種4			品種9		ha a .
品種5			品種10		ha a .

## 11 制度受取金等の状況

当年産の食用米に係る制度受取金等について記入してください。

区分	掛金(円)	受取金(円)
農業共済	万 千 百 十	万 千 百 十

### (論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

### (回答)

経営の概況の利活用については、次のとおりである。

- ① 生産費調査は、正常な生産状態の下での生産費を算出することとしており、災害等により異常な生産状態の下にあった経営体については集計から除外している。

このため、異常な生産状態であるか否かを判断に当たっては、各調査対象経営体の直近5か年における農産物の10a当たり収量のうち、最高年及び最低年を除いた3年間平均（平均的収量）に対して、異常変動により調査年産の10a当たり収量が受ける影響度により判断していることから必要な事項である。

- ② 農産物の品種別作付面積は、品種によって10a当たりの収量や生産資材（肥料、農薬等）、労働時間などに差が生じることから、作期分散と生産コストとの関係性等について把握する必要があるとのことで、政策担当部局から提供が求められている。

- ③ 農産物の生産に係る作業の委託（受託）状況のうち、委託（個別経営・組織法人経営）については、生産費費目の一つである「賃借料及び料金」に作業委託に係る料金が含まれており、作業委託の面積を把握することにより、当該費目や作業別労働時間との関係性の分析に活用している。

また、受託（組織法人経営）については、組織法人経営は自組織の農業生産のみでなく、農作業受託等によって他の経営体の作業を請け負っている場合が多く、調査対象品目（自組織で生産・販売している品目）の負担割合が正しく記入されているか検証するために活用している。

- ④ 制度受取金等の状況は、現行、経営所得安定対策等の交付金について把握し、販売金額だけの収益性に加え、経営所得安定対策等の交付金をえた場合の収益性を公表しているところである。なお、農業共済以外が空欄となっているのは、制度の見直し・新設等によって名称が変更することも想定されるため、印刷時に名称を入れることとしている。

b 本調査事項について、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項はないか。

(回答)

本調査事項は、調査対象品目の生産に直接関わることであり、調査項目も必要最小限にとどめており、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

- c 従来の10a当たり平年収量から直近5か年の各年における10a当たり収量を把握するよう変更する理由・必要性は何か。また、過去の10a当たり収量について記入が可能なのか。

(回答)

10a当たり平年収量は、これまで調査対象経営体に過去5か年の10a当たり収量のうち最高、最低を除く3か年の平均収量を職員等の聞き取りにより把握していたが、調査手法を調査票方式（自計）としたため、把握方法を変更したものである。

なお、過去の10a当たり収量については、これまで職員が調査対象経営体から5か年の収量を聞き取り前述の3か年平均主張を把握していたことから、記入については可能と考えている。また、継続調査対象経営体については、過去の調査結果をプレプリントする。

- d 当該農産物の生産における作業委託状況及び制度受取金等の状況について、一部の農産物についてのみ把握している理由は何か。また、集計結果の利活用上の支障は生じないのか。

(回答)

- 1 当該農産物の生産における作業委託状況については、水田作において基幹作物である米に加え、水田フル活用のための土地利用型作物（麦類、大豆等）について、農地の集積・集約化、規模拡大を進める中で、労力の省力化を図る必要があることから、作業委託状況について把握しているところである。
- 2 制度受取金等の状況について、当該調査対象品目の収入については、基本的には販売金額と制度受取金について分けて把握することとしているが、経営所得安定対策等において原料用かんしょ及びさとうきびについては販売金額に包含されて支払われることから分離・把握できない。

なお、公表に当たっては、原料用かんしょ及びさとうきび以外については、販売金額だけの収益性に加え、経営所得安定対策等の交付金を加えた場合の収益性を公表しており、集計結果の利活用上の支障は生じないものと考えている。

- e 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

本調査事項は、調査対象品目の生産に直接関わることであり、調査項目も必要最小限にとどめており、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

(ウ) 経営概況（「稻作主体の経営」、「栽培型別面積」等）を把握する調査事項【米生産費調査票（個別経営体用・組織法人経営体用）等一部の生産費調査票のみ】

米を生産する農業経営体（個別経営体及び組織法人経営体）における経営概況として、①稻作主体の経営か否か（米のみ）、②栽培型別（移植・直まき別）作付面積、③飼料用米の作付面積、④水稻作付ほ場の規模別枚数及び面積、⑤田の状況及び⑥ほ場間の距離及び団地への平均距離を、また、てんさい及びさとうきびを生産する農業経営体（個別経営体）における経営概況として、栽培型別面積を把握する調査事項を新設・再編等する。

【米生産費調査（組織法人経営体）の場合】

4 稲作主体の経営

1年間における農産物総販売金額の中で、稻作販売金額が1位でしたか。  
該当を○で囲んでください。

はい	いいえ
----	-----

6 移植・直まき面積

食用米を作付けたほ場について、移植と直まき別の作付面積を記入してください。

区分	面積 (a)		
移植	ha	a	.
直まき	ha	a	.

注：面積の合計が当年産の食用米作付面積です。

7 飼料用米作付面積

当年産に飼料用米の作付けがあった場合は、その作付面積を記入してください。

区分	面積 (a)		
飼料用米作付面積	ha	a	.

注：WCS用稻は含めないでください。

8 水稻作付ほ場規模別枚数及び面積

食用米を作付けたほ場の規模別枚数及び合計面積を記入してください。

区分	ほ場枚数 (枚)	面積 (a)		
未整理又は 10a未満		ha	a	.
10a～20a区画		ha	a	.
20a～30a区画		ha	a	.
30a～50a区画		ha	a	.
50a～1ha区画		ha	a	.
1ha以上区画		ha	a	.

注：面積の合計が当年産の食用米作付面積です。

9 田の状況

食用米を作付けた田の状況について記入してください。

区分	団地数等
田の団地数	団地
区面積整割合	50%未満
面積整理合計	50～80%
面積整理合計	80%以上

団地とは、田を含む地続きの耕地の一団をいいます。  
ただし、地続きの耕地の一団が、他人の經營する耕地等によって分割されていても、作業単位として分離されていない場合は、同一の団地としてください。

## 10 ほ場間の距離及び団地への平均距離

食用米を作付けたほ場間の距離や団地への平均距離について記入してください。

区分	距離 (km)
ほ場間の距離	km: .
団地への平均距離	km: .

ほ場間の距離とは、2つ以上団地がある場合、最も離れたほ場間を、最も使われる道のりで移動した距離のことをいいます。このため、団地数が1つの場合は記入不要です。

団地への平均距離とは、居住箇所を起点として、それぞれの団地へ、最も使われる道のりで移動した距離を、団地数の合計で割ったものです。

## 【米生産費調査（個別経営体用）の場合】

### 1 飼料用米の作付面積及び生産量

当年産の作付面積と玄米、乾燥もみ及び生もみ別の生産量について記入してください。  
また、乾燥もみ、生もみの生産量は玄米換算しない数量を記入してください。

区分	作付面積 (a)	生産量		
		玄米 (kg)	乾燥もみ (kg)	生もみ (kg)
飼料用米	ha: .	万 千 百 十	万 千 百 十	万 千 百 十
うち多収品種	ha: .	万 千 百 十	万 千 百 十	万 千 百 十

### 2 稲わら販売状況等

当年産の飼料用米生産で発生した稲わらの数量、自家用別に仕向けた数量または全体を100%とした場合の割合と販売金額を記入してください。

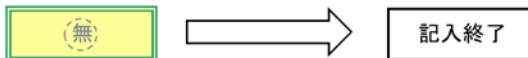
また、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費、包装荷造り費等の出荷経費を除いた金額を計上してください。

区分	内容例示	数量の割合 (%)	金額 (円)
販売用	民芸品、なわ、飼料、敷料、たい肥等仕向けのもの（きゅう肥交換含む。）		万 千 百 十
自家用	生わら	コンパインの切断わら、野積み、野ざらし状態のもの	万 千 百 十
	乾燥わら	収納された稲わらで、自家仕向けのもの（水田還元、敷料、たい肥等）	万 千 百 十
	その他 (焼却、放棄)	焼却、放棄	万 千 百 十
計		100	

稲わらの総量を100%とした場合の「販売用」、「自家用」の用途別に割合を記入してください。（用途別の合計が100となります。）

### 3 飼料用米と食用米の10a当たり費用及び労働時間の違いの有無

当年産の飼料用米と食用米生産にかかる10a当たりの費用及び労働時間に違いがない場合は「無」を○で囲んでください。その場合は以下の記入は不要です。



#### 4 食用米生産に対して飼料用米生産にかかる費用 (10a当たり)

当年産の飼料用米生産にかかる10a当たりの費用について、食用米との違いの有無、違いが有る場合には食用米を100とした場合の「割合」、「違いが生じる主な要因」について記入してください。  
また、その他の費用で違いがあるものがあれば、「費用の種類」、食用米を100とした場合の「割合」、「違いが生じる主な要因」について記入してください。

費用の種類	食用米との違い		割合 (%)	違いが生じる主な要因
	有	無		
種苗費	○	○	百 十	
肥料費	○	○	百 十	
農業薬剤費	○	○	百 十	
光熱動力費	○	○	百 十	
その他の諸材料費	○	○	百 十	
賃借料及び料金	○	○	百 十	
農機具費	○	○	百 十	
その他			百 十	

#### 5 食用米生産に対して飼料用米生産にかかる労働時間 (10a当たり)

当年産の飼料用米生産にかかる10a当たりの労働時間について、食用米との違いの有無、違いがある場合には食用米を100とした場合の「割合」、「違いが生じる主な要因」について記入してください。

労働時間名	食用米との違い		割合 (%)	違いが生じる主な要因
	有	無		
種子予措	○	○	百 十	
育苗	○	○	百 十	
耕起整地	○	○	百 十	
基肥	○	○	百 十	
直まき	○	○	百 十	
田植	○	○	百 十	
追肥	○	○	百 十	
除草	○	○	百 十	
管理	○	○	百 十	
防除	○	○	百 十	
刈取脱穀	○	○	百 十	
乾燥	○	○	百 十	

#### (論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。

#### (回答)

経営概況（「稻作主体の経営」、「栽培型別面積」等）を把握する調査事項の利活用については、次のとおりである。

- ① 稲作主体の経営か否か（米のみ）については、日本再興戦略における「担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減」の進捗を評価するデータとして稻作主体の組織法人経営体の米生産費結果が利用されている。
- ② 栽培型別（移植・直まき別）作付面積については、育苗作業に大きな差があることから、米の生産コスト低減対策の分析に活用している。
- ③ 飼料用米の作付面積については、食用米と同一の農機具を利用できることから、調査対象品目負担割合が正しく記入されているか検証するために活用している。
- ④ 水稲作付ほ場の規模別枚数及び面積、⑤ 田の状況及び⑥ ほ場間の距離及び団地への平均距離については、農地の集積・集約化の程度、基盤整備の進捗によるコスト分析等に活用するために把握している。
- ⑦ てんさいの「移植・直まき」及びさとうきびの「株出し・春植え・夏植え」を把握することについては、それぞれの栽培型による生産コスト、労働時間、主産物数量等の関係性等について検証している。

b 本調査事項について、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項はないか。

(回答)

本調査事項は、調査対象品目の生産に直接関わることであり、調査項目も必要最小限にとどめており、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

- c 稲作主体の経営か否かについて、組織法人経営体のみ把握する理由・必要性は何か。

(回答)

米生産費（個別経営、組織法人経営）は、「日本再興戦略」において達成すべき成果目標（KPI）として示されたコメの生産コスト低減の進捗・評価に用いられており、組織法人経営については『稲作主体の組織法人経営体における米生産費』が用いられていることから、組織法人経営体のみ把握している。

d 飼料用米の作付面積等について、個別経営体のみ詳細に把握する理由・必要性は何か。

(回答)

飼料用米の詳細な把握については、前回の産業統計部会での議論を踏まえて、何らかの形で飼料用米の生産費を出せればということで、検討してきたところであるが、行政担当部局からのニーズもあり、食用米の生産費をベースに掛かり増し減りで把握するという形で、報告者への記帳負担も考慮した把握内容により飼料用米のコストを把握していくことを考えている。

なお、個別経営のみとしたのは、食用米の生産費の調査対象経営体から飼料用米生産費を把握することとしたことから、食用米の調査対象経営体が多い、個別経営のみとした。

- e 米（食用米）、てんさい及びさとうきびについてのみ、移植・直まき別の作付面積を把握する理由・必要性は何か。

(回答)

米（食用米）及びてんさいについては、従来は移植栽培が主流だったが、技術の進展等により直播栽培が普及されてきたことにより、移植栽培か直まき栽培かによる生産コスト、作業別労働時間、主産物数量等への影響があることから、生産コスト低減効果等の分析・検証等に活用している。

なお、他の農産物については、栽培形態としては大半が直まきである。

また、さとうきびについては、栽培形態は「株出し・春植え・夏植え」である。

f 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

本調査事項は、調査対象品目の生産に直接関わることであり、調査項目も必要最小限にとどめており、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

(工) 生産物の販売等の状況（「農産物の販売状況等」・「対象農産物以外の販売状況等」）を把握する調査事項【農産物に係る全ての生産費調査票】

農産物を生産する農業経営体（個別経営体及び組織法人経営体）における生産物の販売状況等の実態を明らかにするため、農産物及び農産物の生産において発生した副産物の販売等の状況を把握する調査事項を再編する。

【米生産費調査（個別経営体用）の場合】

**【2】生産物の販売等の状況**

**1 食用米の販売状況等（玄米換算）**

当年産の食用米の販売状況等について記入してください。

また、主食用及び加工用については、内訳欄を記入する場合、「計」欄の記入は不要です。

なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費、包装荷造り費等の出荷経費を除いた金額を記入してください。

区分		内容例示	数量(kg)				金額(円)			
販売用 ～予定を含む。～	主食用（計）	主食用として販売された米（いわゆる縁故米、贈答米、産直米、備蓄米、新規需要米のうち酒造用等を含む。）及びその種子	万	千	百	十	万	千	百	十
	加工用（計）		万	千	百	十	万	千	百	十
	区分出荷		万	千	百	十	万	千	百	十
	種子用	種子用に仕向けた（予定を含む。）もの	万	千	百	十				
	飯米用	飯米用に仕向けた（予定を含む。）もの	万	千	百	十				
	その他	種子用、飯米用以外に仕向けた（予定を含む。）もの	万	千	百	十				

## 2 稲わら、くず米の販売状況等

当年産の食用米生産で発生した稻わら、くず米及びもみがらの販売状況等について記入してください。

また、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費、包装荷造り費等の出荷経費を除いた金額を計上してください。

### (1) 稲わら

「数量の割合」欄には、全体の数量を100%とした場合のそれぞれの数量の割合を記入してください。

区分		内容例示	数量の割合(%)	金額(円)
販売用	加工品等	民芸品、なわ等の原料仕向けのもの		
	その他 (肥料、飼料、敷料等)	飼料、敷料、たい肥等仕向けのもの（きゅう肥交換を含む。）		
自家用	生わら	コンバインの切断わら、野積み、野ざらし状態のもの（無評価）		
	乾燥わら	収納された稻わらで、自家仕向けのもの（水田還元、敷料、たい肥等）		
	その他 (焼却、放棄)	焼却、放棄（無評価）		
計			100	

稻わらの総量を100%とした場合の「販売用」、「自家用」の用途別に割合を記入してください。（用途別の合計が100となります。）

### (2) くず米及びもみがら

くず米及びもみがらについて、用途別に数量の割合を記入してください。

区分	数量の割合(%)	販売用	自家用	その他 (廃棄等)
くず米	100			
もみがら	100			

くず米及びもみがらの総量を100%とした場合の「販売用」、「自家用」、「その他（廃棄等）」の各割合を記入してください。  
(販売、自家用、その他（廃棄等）の合計が100となります。)

区分	販売金額(円)
くず米	
もみがら	

### (論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか

### (回答)

本調査事項は、調査対象品目を生産するために投入した物財費や労働費等によって得られた成果物（主産物及び副産物）の仕向けの状況を把握するものであるが、生産費は、あくまで主産物を生産するために投入したコストなので、生産費を計算する過程で副産物価額を差し引くことになる。また、主産物数量は、単位数量当たり（米の場合、60 kg当たり）生産費を算出する際に必要で、当年産において生産した主産物の全ても仕向先数量を把握し主産物の合計数量を求めている。

b 本調査事項について、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項はないか。

(回答)

本調査項目は、農業経営の成果である売上げに係る事項あるので、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

なお、副産物については、これまで仕向先別に実数で把握していたが、今回、全体を 100% として仕向先の割合を記入してもらい、一部推計で把握できるよう簡素化したところである。

- c 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

本調査事項は、調査対象品目の生産に直接関わることであり、調査項目も必要最小限にとどめており、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項とは考えていない。

(才) 生産物の販売等の状況（「牛乳の月別生産量」、「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」等）を把握する調査事項【畜産物に係る全ての生産費調査票（家畜の種類に応じた調査事項を設定）】

畜産物の生産を行う農業経営体（個別経営体）における生産物の販売実態を明らかにするため、①牛乳の月別生産量、②子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数、③初回種付けした繁殖雌牛、④農家団体コード、⑤対象畜の購入・売却状況、⑥きゅう肥の利用状況、⑦豚の飼養状況、⑧繁殖雌豚の分べん状況及び⑨死亡・とう汰した豚の状況を把握する調査事項を再編する。

### 【牛乳生産費調査の場合】

#### 1 生乳

生乳の生産量等を月別に記入してください。

ただし、1年分の生産量等をまとめて記入できる場合には、1月分の記入欄に年間計を記入してください。

乳脂肪生産量（kg）や無脂乳固体分生産量（kg）がわからない場合には、乳脂肪分率（%）や無脂乳固体分率（%）を記入してください。

また、「価額」には、乳代、加工原料乳生産者補給金等の補助金、販売手数料及び集乳経費を記入してください。

#### 1月分（または年間計）

区分	数量(kg)				価額(円)				内容
実搾乳量	出荷 (乳代)	万 千 百 十				万 千 百 十			
	補給金等								
	販売手数料								
	集乳経費								
	小売り								
	子牛給与								
	自家消費								
計									
乳脂肪生産量									
無脂乳固体分生産量									

子牛給与及び自家消費の数量からは、分べん後5日以内の初乳分を除きます。

小数点以下第2位まで記入してください。

⇒乳脂肪生産量（kg）がわからない場合、乳脂肪分率（%）を記入してください。

⇒無脂乳固体分生産量（kg）がわからない場合、無脂乳固体分率（%）を記入してください。

⇒無脂乳固体分率（%）がわからない場合、無脂乳固体分率（%）を記入してください。

#### 2月分

区分	数量(kg)				価額(円)				
実搾乳量	出荷 (乳代)	万 千 百 十				万 千 百 十			
	補給金等								
	販売手数料								
	集乳経費								
	小売り								
	子牛給与								
	自家消費								
計									
乳脂肪生産量									
無脂乳固体分生産量									

## 2 子牛

1年間に搾乳牛から生まれた子牛のうち、死産等により「牛トレーサビリティ」（耳標番号）を登録しなかった子牛の頭数を品種別に記入してください。

区分	乳用種		交雫種（F1）		黒毛和種 (受精卵移植)	
	雄	雌	雄	雌	雄	雌
耳標番号を登録していない 子牛の頭数（頭）						

## 3 きゅう肥の利用状況

1年間に畜舎から搬出したきゅう肥について、用途別に割合を記入してください。

The diagram illustrates the process for reporting manure usage. It starts with a summary table for total output volume proportions, followed by a breakdown for sales, self-use, and waste, and finally detailed reporting for exchanges.

総搬出量 の割合 (%)	販売用	自家利用	廃棄
100			

きゅう肥の総量を100%とした場合の「販売用」、「自家利用」、「廃棄」の各割合を記入してください。  
(販売用、自家利用、廃棄の合計が100になるように記入。)

↓

販売金額（円）				
万	千	百	十	円

「販売用」に該当がある場合、その販売金額を記入してください。

物々交換した場合は、  
きゅう肥との交換により  
受け取った品目の数量を  
記入してください。

品目名 (具体的に記入)	数量	単位			
	万	千	百	十	円

## 【子牛生産費調査の場合】

### 1 農家団体コード（牛トレサ関係）

牛トレーサビリティに登録している「農家団体コード」を記入してください。  
複数の農家団体コードを登録している場合には、全てを記入してください。

農家団体コード1	農家団体コード2	農家団体コード3

## 2 調査対象畜の転入・転出状況

1年間に転入・転出した牛について、取引金額（購入額、売却額）を記入してください。  
また、子牛を売却した場合は、売却時生体重を記入してください。

子牛の売却額は、受取金額から市場手数料などを除いた金額を記入してください。

個体識別番号 (10ケタの耳標番号)	名 称 (記入は任意)	異動 月	異動の内 容 (該当に○)	取引金額（円） (購入額、売却額)		子牛のみ 記 入  売却時 生体重				
				転入	転出	万	千	百	十	kg

## 3 初回種付けした繁殖雌牛

1年間に初回の種付けをした繁殖雌牛の個体識別番号、初回種付け月を記入してください。

個体識別番号 (10ケタの耳標番号)	初回 種付 け月	個体識別番号 (10ケタの耳標番号)		初回 種付 け月
		月	年	

## 【肥育豚生産費調査の場合】

### 1 豚の飼養状況

#### (1) 肥育豚

毎月始め（1日現在）の「肥育豚」及び「肥育用子豚」の飼養頭数を記入してください。  
なお、繁殖用とする見込みの子豚は、「(2) 繁殖豚」に記入してください。

毎月始め（1日現在）の 「肥育豚」、「子豚」の飼養頭数（頭）	
月	万 千 百 十
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	

毎月始め（1日現在）の 「肥育豚」、「子豚」の飼養頭数（頭）	
月	万 千 百 十
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	

#### (2) 繁殖豚（後継豚を含む。）

年始めにおける繁殖豚の飼養頭数を記入してください。

年始め（1月1日現在）の繁殖豚の飼養頭数（頭）				
繁殖雌豚	種雄豚	後継繁殖雌豚	後継種雄豚	
万 千 百 十	万 千 百 十	万 千 百 十	万 千 百 十	

後継繁殖雌豚、後継種雄豚とは、将来、繁殖用にするために育成している子豚です。

### 6 繁殖雌豚の分べん状況

1年間に分べんした繁殖雌豚の頭数、子豚の分べん頭数を記入してください。  
なお、月別に記入する場合、「計」欄の記入は不要です。

	分べんした繁 殖雌豚（頭）	子豚分べん頭数 (頭)
計	千 百 十	万 千 百 十
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		

### 7 死亡・とう汰した豚の状況

肥育豚及び肥育用子豚のうち1年間に死亡・とう汰した頭数について記入してください。

なお、月別に記入する場合、「計」欄の記入は不要です。

	死亡・とう汰 頭数（頭）
計	千 百 十
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	

死亡・とう汰した豚の死亡・とう汰時の平均的な月齢を小数点第1位まで記入してください。

平均月齢 (月)
.

平均的な月齢を、小数点以下第1位まで記入してください。

(論点)

- a 本調査事項の結果については、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。また、それは、農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。今回、より詳細な事項について把握することとした理由・必要性は何か。

(回答)

- 1 それぞれの調査事項の利活用等については、以下のとおりである。

畜産物生産費については、加工原料乳生産者補給金、肉用子牛生産者補給金等の畜産物に係る各種交付金の単価算定に直接的に利活用されており、次の調査事項は生産費を計算するために必要不可欠なものである。

また、生産費の計算に直接的に利用しない調査事項であっても、調査により把握した生産費の妥当性を検証するために必要な指標として利用している。

【牛乳生産費】

- ①「生乳の月別生産量」は、生乳の生産単位当たりの生産費（生乳 100kg 当たり生産費）の計算に利用している。
- ②「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」は副産物である子牛の生産状況の把握に利用しており、出生直後に死亡した子牛は牛トレサビリティで把握することができず、報告者から聞き取る必要がある。  
(※生産費調査では、生産費の計算過程で費用合計から副産物価額を減算)
- ⑥「きゅう肥の利用状況」は、副産物であるきゅう肥の生産状況の把握に利用している。

【子牛生産費】

- ③「初回種付けした繁殖雌牛」は、繁殖雌牛の減価償却がスタートする成畜年月を把握し、生産費の主要費目である繁殖雌牛償却費の計算に利用している。
- ④「農家団体コード（牛トレサ関係）」は、行政記録情報である牛トレサビリティデータを取り込むために利用しており、このことにより報告者の回答に係る負担軽減に寄与するものと考えている。
- ⑤「対象畜の購入・売却状況」は、繁殖雌牛償却費の計算や子牛の販売収入（収益性）の把握に利用しており、牛トレサビリティでは把握することができない売買価格について、報告者から聞き取る必要がある。

【肥育豚生産費】

- ⑦「豚の飼養状況」、⑧「繁殖雌豚の分べん状況」及び⑨「死亡・とう汰した豚の状況」は、調査対象畜の飼養状況を把握し、経営分析や生産振興施策の推進のための基礎資料とするほか、生産コスト等の調査結果の妥当性を検証するための指標として利用している。

- 2 生産費調査における調査事項については、牛トレサビリティデータに基づき調査票をプレプリントする等の行政記録情報の積極的な活用により、報告者の負担軽減を図りつつ、行政ニーズにも対応したデータを把握することとしており、農業経営を取り巻く環境変化にも対応するものであると考えている。

- 3 なお、今回の見直しにおいては、調査票の構成を大幅に変更したものの、報告者から回答いただく内容自体に大きな変更はなく、現行調査との比較において詳細になってい

るとは考えていない。

例えば、牛乳生産費における①「生乳の月別生産量」は、生乳の取引実態に即して、従来の年間計の記入欄を残しつつ、月別の回答も可能とするよう見直しており、また、子牛生産費における④「農家団体コード」は、牛トレサビリティデータの有効活用を図るために新設したものであり、総じて報告者の負担軽減に寄与するものであると考えている。

b 本調査事項について、記入負担が重い、あるいは記入が困難な事項はないか。

(回答)

1 畜産物生産費については、その調査結果の利活用実態から高い精度が求められており、例えば、牛乳、子牛生産費調査等では、牛の個体管理により必要事項を把握する手法を探っていることから、他の調査との比較で報告者の回答は煩雑なものになっている。

そのため、今回の見直しでは、⑤「対象畜の購入・売却状況」について、報告者による「牛の品種、性別、生産年月、異動履歴」等の回答を廃止し、行政記録情報である「牛トレサビリティデータから必要事項を取り込むことにより、報告者の負担軽減を図ることとしている。

2 また、⑥「きゅう肥の利用状況」については、報告者による「きゅう肥の搬出量」の回答が困難である実態を踏まえ、当該量を「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に基づき推計した上で、容易に回答できる利用状況（全量を100%とした場合の、販売、自家利用、廃棄の割合）を把握する手法に見直し、報告者の負担軽減を図ることとしている。

3 更に、①「生乳の月別生産量」については、生乳の取引実態を踏まえて、年間計の記入欄を残しつつ月別の回答も可能とするよう見直し、報告者の記入しやすい方法を選択できるよう工夫している。また、生乳の精算伝票から転記できるよう様式を見直し、報告者の負担軽減を図ることとしている。

- c 本調査事項について、調査結果の利活用や報告者負担の軽減、正確性の確保等の観点から、改善の余地はないか。

(回答)

- 1 畜産物生産費調査における調査事項については、主として畜産行政の推進に必要不可欠なものに特化しており、現在の利活用の実態（行政ニーズ）からすれば、これ以上の調査項目の簡素化等の見直しは困難であると考えている。
- 2 一方、報告者の負担軽減を図ることの必要性は認識しており、今回の見直しにおいては、調査票様式の変更、行政記録情報の活用等の方策により、必要とされる結果（データ）を効率的かつ正確性をもって把握できるよう計画しているところである。

## 営農類型別経営統計（個人経営体）における調査事項の変更

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
現金出納帳		
収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。）	農産物販売数量・収入、農作業受託収入、制度資金・共済金の受取・掛金、農業生産資材の購入、料金等	【2】損益計算書 【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入 【9】制度受取金・積立金等 ・変更なし
家計または農業生産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物）	自家農産物を家計等へ仕向けた数量	【2】損益計算書 【12】農業生産連事業収支 ・金額把握、数量は把握廃止
農外等収入	事 業 収 入	自営の林業、水産業、商工鉱業収入
	事 業 外 収 入	被用労賃、給料・俸給、歳費及び手当、貸付地小作料、配当利子等
	年 金 等 収 入	年金等給付金（公的年金、その他）、退職金、その他祝い金等の被贈収入
農外等支出	事 業 支 出	林業、水産業、商工鉱業等の支出
	事 業 外 支 出	負債利子（農業以外）、その他（通勤定期代等）
作業日誌		
勞 動 時 間	人別・作業別労働時間（部門別）	【10】労働の概要 ・変更なし 【11】指定品目に係る労働の概要 ・追加
生産費該当品目に使用した資材	生産費該当品目の生産に投入した肥料、飼料等の品目名及び使用数量	
経営台帳（個別経営体用）		
世 帯 員	続柄、性別、生年月、農業関与者区分、扶養区分、在宅状況、在宅月数、就業区分	【10】労働の概要 ・事業に従事した者の性別、年齢 ・農業関与者区分等のその他項目は廃止
土 地	種類、地目、面積、課税評価額、農業等の負担割合、売却・取得等の異動状況	【7】土地面積 ・山林、その他の土地を廃止 【3】貸借対照表 【5】投資と資金調達の状況 ・移動状況は廃止
建 物 及 び 自 動 車 ・ 農 機 具	種類、構造、取得年月、取得価額、延べ面積（台数）、農業等の負担割合、売却・購入等の異動状況	【6】主要農業固定資産の状況 【3】貸借対照表 【5】投資と資金調達の状況 ・取得年月、取得価額、移動状況等を廃止
植 物	種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、植栽面積、売却・購入等の移動状況	【3】貸借対照表 【5】投資と資金調達の状況 ・変更なし
牛 馬	種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得価額、年（調査始め）頭数、売却・購入等の移動状況	【3】貸借対照表 【5】投資と資金調達の状況

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
中小動物	種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数	【2】損益計算書 ・金額のみを農産物以外の棚卸高を把握
	現物在庫	【2】損益計算書 ・変更なし
	現金・預貯金等及び借入金	【3】貸借対照表 ・年初現在高等について把握廃止
	営農類型別経営統計関連項目	【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入 ・変更無し
新たに把握する事項		
農業生産関連事業の概況	加工場の稼働日数、利用者数、営業日数	【12】農業生産関連事業収支
販売金額に占める直接販売	直接販売金額、直接販売販路別金額割合	【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入

## 営農類型別経営統計（法人経営体）における調査事項の変更

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
経営台帳（組織法人経営体（営農類型別経営統計用））		
貸 借 対 照 表	固定資産の期首数量・現在価、減価償却費、期末数量・現在価、事業別負担割合、流動資産及び負債の期末現在価及び事業別負担割合	【8】主要固定資産の状況 ・期首把握の廃止、固定資産区分毎の減価償却費把握の廃止、事業負担割合の把握を廃止 【2】貸借対照表 ・借入金の借入先の区分を廃止 ・利益剰余金の内訳を廃止
損 益 計 算 書	収入の内訳、事業費用の事業別負担割合、営業外収支、特別損益、制度受取金・積立金	【4】損益計算書 ・変更なし 【5】事業経費 ・農業に関わる経費のみ把握 【9】生産概況及び農畜産物収入 ・変更なし 【10】農作業受託収入等 ・麦、豆類に部分作業区分を追加 ・受託金額を作業区分別に把握 【12】農業生産関連事業収支 ・変更なし 【11】制度受取金・積立金 ・変更なし
調 査 客 体 概 要	農畜産物の生産状況（作付面積、生産量、飼養頭羽数等）、構成員の状況、従事者数の内訳、投資と資金、経営耕地面積、決算期	【1】現況 ・一戸一法人の区分、研修生受入の有無等を追加、特定農業法人の有無を廃止等 【9】生産概況及び農畜産物収入 ・変更なし 【3】投資と資金調達の状況 ・借入金に農業割合把握の追加 【12】労働の概要 ・事業従事者、年齢階層別の追加 【7】土地面積 ・借入地の借入先の区分を廃止
新たに把握する事項		
給与の状況	給与の支給額、雇用形態別・男女別、有給役員の平均年齢	【6】給与の状況
販売金額に占める直接販売	直接販売金額、販路別金額割合	【9】生産概況及び農畜産物収入
農業生産関連事業の概況	加工場の稼働日数、利用者数、営業日数	【12】農業生産関連事業収支

## 農産物生産費統計における調査事項の変更

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
現金出納帳		
収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。）	農産物販売数量・収入、制度受取金等の拠出金・受取金、農業生産資材の購入、料金等	【1】経営の概況 【2】生産物の販売等の状況 【3】生産費該当品目の生産のために使用した資材等 【4】物件税及び公課諸負担 【5】土地改良及び水利費 【10】農具の購入費等 ・変更無し ・米生産費（組織法人経営）は、 【3】～【5】について、個別経営と同じ調査内容に変更
家計または農業生産関連事業に使つた生産物（自営に使用する生産費該当生産物）	自家農産物を家計等へ仕向けた数量	【2】生産物の販売等の状況 ・変更なし
作業日誌		
労 働 時 間	人別作業別労働時間	【12】作業別労働時間 ・変更なし
生産費該当品目に使用した資材	生産費該当品目の生産に投入した肥料、飼料等の品目名及び使用数量	【3】生産費該当品目の生産のために使用した資材等 【10】農具の購入費等 【12】作業別労働時間（支払賃金） ・変更なし ・米生産費（組織法人経営）の 【3】について、個別経営と同じ調査内容に変更
経営台帳（個別経営体用）		
世 帯 員	続柄、性別、生年月	【1】経営の概況 ・続柄の廃止、生年月を年齢で把握
土 地	種類、地目、面積、生産費該当品目負担割合	【11】土地の面積及び地代 ・耕地以外の廃止
建物及び自動車・農機具	種類、構造、取得年月、取得価額、延べ面積（台数）、生産費該当品目負担割合、売却・購入等の異動状況	【7】建物及び構築物の所有状況、 【8】自動車の所有状況 【9】農業機械の所有状況 ・各資産ごとに掛かった経費を整理するよう変更
現 金 ・ 預 貯 金 等 及 び 借 入 金	借入金及び買掛未払金の年始め・調査末現在高及び生産費該当品目負担割合	【6】借入金及び支払利子 ・調査末現在高を廃止
農産物生産費統計関連共通項目	主要指標及び作柄、調査作物の委託状況、農業就業者、調査作物の品種別作付面積	【1】経営の概況 ・変更なし
米 生 产 费 统 计 関 連 项 目	田の団地数・区画整理済面積割合、区画規模別ほ場枚数、ほ場間の距離、団地への平均距離、飼料用米作付面積、移植・直まき別面積	【1】経営の概況 【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間（作付面積） ・変更なし
麦類・大豆・畑作物生産費統計	調査作物の生産状況（作付面積・生産量）、取引量（さとうきび、てんさい）	【1】経営の概況 【2】生産物の販売等の状況（てんさい、さとうきびの取引糖度） ・変更なし

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
経営台帳（組織法人経営体（農産物生産費統計用））		
土 地	種類、地目、面積、生産費該当品目の作付面積・負担割合	【11】土地の面積及び地代 ・耕地以外を廃止
建 物 及 び 自 動 車 ・ 農 機 具	種類、構造、取得年月、取得価額、調査始め面積（台数）、生産費該当品目負担割合、売却・購入等の異動状況	【4】物件税及び公課諸負担 【7】建物及び構築物の所有状況、 【8】自動車の所有状況 【9】農業機械の所有状況 【10】農具の購入費等 ・各資産ごとに掛かった経費を整理するよう変更
借 入 金	資金名、調査始めの未償還残高及び生産費負担割合、調査末の未償還残高及び生産費負担割合	【6】借入金及び支払利子 ・調査末未償還残高を廃止
調 査 客 体 概 要	主要指標、作柄、構成員数等、設立年次等、調査作物の委託状況、米生産費統計関連項目	【1】経営の概況 ・設立年次を廃止
新たに把握する事項		
米生産費統計調査票（個別経営）	飼料用米の作付面積及び生産量、稻わらの販売状況、飼料用米生産にかかる費用及び労働時間	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間

**畜産物生産費統計における調査事項の変更  
(牛乳生産費の例)**

現 行 の 調 査 票 に よ る 調 査 内 容		見直し後の調査票 による調査内容
調 査 事 項	具 体 的 内 容 等	
現金出納帳		
収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。）	畜産物販売数量・庭先販売価格、きゅう肥の販売数量・収入	【2】生産物の販売等の状況 【3】調査対象畜に生産に使用した資材等 ・変更なし
家計または農業生産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物）	生産費該当品目の生産に使用した生産物（品名、数量）	〃
作業日誌		
労 働 時 間	人別、作業別労働時間	【12】作業別労働時間 ・変更なし
生産費該当品目に使用した資材	生産費該当品目の生産に投入した飼料、敷料等の品名及び数量	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等 【10】農具の購入費等 ・敷料、光熱動力費の内訳を廃止
経営台帳（個別経営体用）		
世 帯 員	氏名、性別、生年月	【12】作業別労働時間 ・生年月を「年齢」で把握に変更
土 地	種類、地目、面積、作付実面積、農業等の負担割合、売却・取得等の異動状況	【1】経営の概況 ・山林、その他の土地を廃止
建 物 及 び 自 動 車 ・ 農 機 具	種類、構造、取得年月、取得価額、延べ面積（台数）、農業等の負担割合、売却・購入等の異動状況	【7】建物及び構築物の所有状況 【8】自動車の所有状況 【9】農業機械の所有状況 ・変更なし
牛 馬	種類、品種、性別、生産年月、成畜年月、取得価額、調査始め頭数、産次回数、入牧・下牧年月、売却・購入等の異動状況	【11】搾乳牛等の所有状況 【2】生産物の販売等の状況 ・農家団体コード、個別識別番号の新設（識別番号はトレサを転記） ・産次回数の廃止
現 金 ・ 預 貯 金 等 及 び 借 入 金	借入金及び買掛未払金の調査始め・調査末現在高及び農業等の負担割合	【6】借入金及び支払利子 ・調査末現在高の廃止
自 給 牧 草	種類、作付面積、生産量、自給牧草の生産に使用した減価償却資産の負担割合	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「2 自給飼料」 ・変更なし
調 査 客 体 概 況	農業就業者数、認定農業者の有無、農業所得割合、主産物の生産量、搾乳牛負担率	【1】経営の概況 【2】生産物の販売状況 【14】搾乳牛の月齢別の飼育経費 ・農業所得割合の廃止
新たに把握する事項		—

注：牛乳生産費以外の子牛生産費、肥育牛・育成牛生産費、肥育豚生産費についても同様に見直し。



## 農業經營統計調查 労働時間等整理補助表(月別)(案)

2015セシナス番号

三

○畜産物生産費統計：牛乳生産費  
○牧草費用込：あり

**農業経営統計調査 労働時間等整理補助表(日別)(案)**  
**〈別紙2-1の記入例1〉**

4月		一枚目	
1	3	1	0

作業区分	作業者名	標準労働時間	1日当たり	日																														合計(時間)	備考	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
飼料の調理・給与・給水	経営主	3	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	87		
	妻	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14.30			
	ヘルパー	3	0																															6		
敷料の搬入・きゅう肥の搬出	経営主	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12.05			
	妻	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4.50			
	ヘルパー	30																																1		
搾乳及び牛乳処理・搬運	経営主	2	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82.10			
	妻	2	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82.10		
	ヘルパー	3	0																															6		
畜舎の清掃	経営主	1	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15		
	妻	1	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12.30		
	ヘルパー																																			
自給牧草の収穫	経営主																																			5
	長男																																			10
	雇用																																			10
自給牧草の乾燥・調製	経営主																																			5
	長男																																			13
	雇用																																			13

2015セニサス番号	
1	3
1	0

○農産物生産費統計：大豆生産費

農業経営統計調査 労働時間等整理補助表(日別)(案)  
<別紙2-1の記入例2>

5月		一枚目											

作業区分	作業者名	合計	日																																
			時間	分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
経営主	9 0				1	3																													
妻	1 0					1																													
長男	10 0					5	5																												
経営主	2 0					2																													
妻	1 0						1																												
長男	3 0							1																											
経営主	2 0								1																										
妻	5 0									3																									
経営主	2 0										2																								
妻	5 0											5																							
経営主	1 0												1																						
妻																																			
長男																																			
経営主																																			
妻																																			
長男																																			
除草																																			
機械の点検・整備																																			
妻																																			
長男																																			

2015セソサス番号

昌辰類全別經呂枕訂：栗樹作経昌  
指定部門：りんご作部門  
その他の作付：水稻、露地野菜

昌黎縣別經辰空作柱計

○指定期門：りんご部門

その他との作付：水稻、露地野菜

農業經營統計調査 労働時間等整理補助表(月別)(案)  
〈別紙2-2の記入例〉

3月

2015センサス番号
1 3 1 0 1 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 1

作物名	作業名	りんごの労働時間(作業別)										農業労働時間(合計)					
		施肥	整枝・剪定	除草・防除	授粉・摘果	生育管理	収穫・調製	包装・荷造り	出荷・販売	集会等へ出席	農機具等の修繕						
作業者	作業	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分						
経営者	主	12	0	84	0	12	0					108	0	4	0	112	0
① 奥さま		8	0	44	0	8	0					60	0	3	0	63	0
② 太郎さん		12	0	84	0	12	0					108	0	4	0	112	0
③ 花子さん				22	0							22	0	3	0	25	0
④ (雇)田中さん		5	0	24	0	5	0					34	0	4	0	38	0
⑤ (雇)山田さん		5	0	24	0	5	0					34	0	3	0	37	0

4月

作物名	作業名	りんごの労働時間(作業別)												りんご以外の作業	農業労働時間(合計)
		施肥	整枝・剪定	除草・防除	授粉・摘果	生育管理	収穫・調製	包装・荷造り	出荷・販売	集会等へ出席	農機具等の修繕	りんご詰	りんご詰		
作業者	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間
経営者	12	0	84	0	12	0					108	0	4	0	112
① 奥さま	8	0	44	0	8	0					60	0	3	0	63
② 太郎さん	12	0	84	0	12	0					108	0	4	0	112
③ 花子さん			22	0							22	0	3	0	25
④ (雇)田中さん	5	0	24	0	5	0					34	0	4	0	38
⑤ (雇)山田さん	5	0	24	0	5	0					34	0	3	0	37

- 畜産物生産費統計：牛乳生産費
- 牧草費用価：あり

## 農業經營統計調査 労働時間等整理補助表(月別)(案) 〈別紙2-2の記入例2〉

三月

2015センサス番号  
1 3 1 0 1 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 1

月  
廿

# I

## 経営所得安定対策等の概要

### 畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畠地共通】

(概算決定額:2,065億円)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

#### 数量払

生産量と品質に応じて交付

【平成29～31年産の平均交付単価】

対象作物	平均交付単価
小麦	6,890 円/60kg
二条大麦	5,460 円/50kg
六条大麦	5,690 円/50kg
はだか麦	8,190 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg

注1:てん菜の基準糖度は、16.3度

注2:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

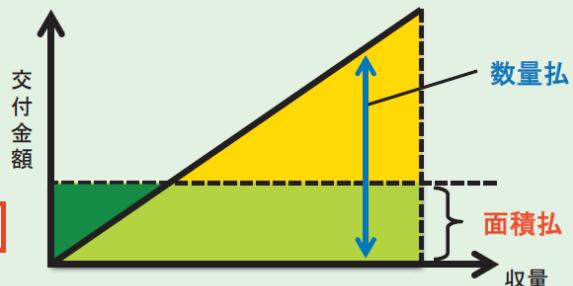
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180 円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/t
そば	16,840 円/45kg
なたね	9,920 円/60kg

#### 面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）

<数量払と面積払との関係>



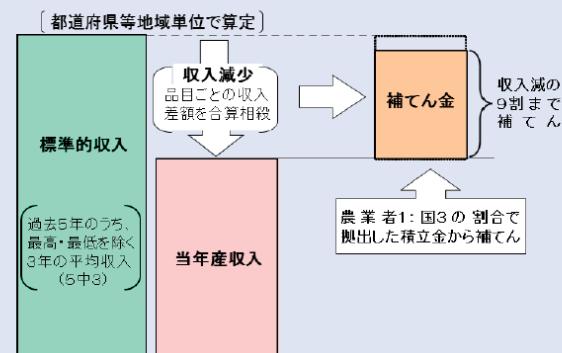
### 米・畠作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

(概算決定額: 746億円)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。  
 (対策加入者と国が1対3の割合で拠出)  
 積立金は掛け捨てではありません。



## 2

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(概算決定額：2,065億円)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

**【交付対象者】**

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

### (1) 数量払 【交付単価は29年産から31年産に適用】

**① 交付対象数量**

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

注1：麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

注2：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

注3：麦、大豆、そばについては、農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

**② 交付単価**

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

**小麦**

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,990円	8,490円	8,340円	8,280円	7,830円	7,330円	7,180円	7,120円
上記以外	6,690円	6,190円	6,040円	5,980円	5,530円	5,030円	4,880円	4,820円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

**大麦・はだか麦**

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,520円	5,100円	4,980円	4,930円	4,660円	4,240円	4,110円	4,060円
六条大麦 (50kg当たり)	6,000円	5,580円	5,450円	5,400円	4,970円	4,550円	4,430円	4,380円
はだか麦 (60kg当たり)	8,610円	8,110円	7,960円	7,870円	7,040円	6,540円	6,390円	6,310円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

**3****米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**

(概算決定額：746億円)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティーネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

**【交付対象者】**

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

**【対象農産物】**

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

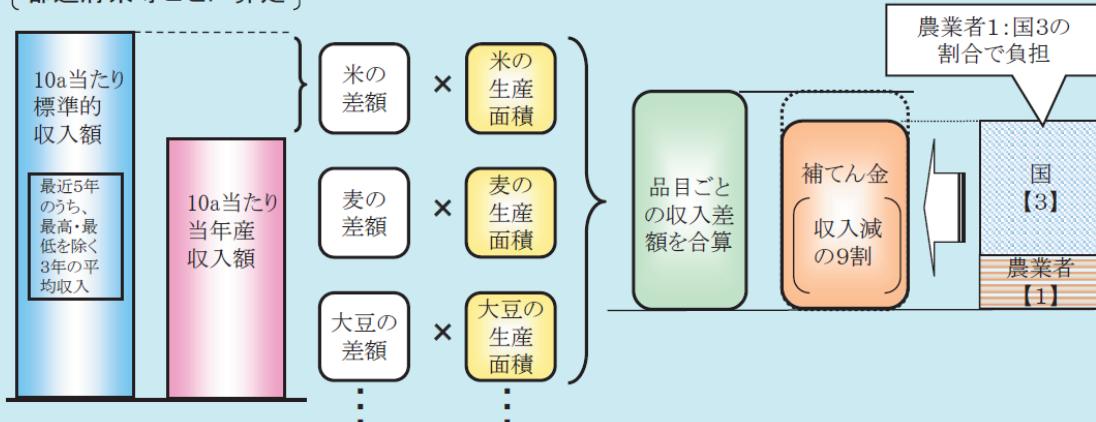
※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

**(1) ナラシ対策の仕組み**

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

**[都道府県等ごとに算定]****【10a当たり標準的収入額とは】**

通常年に想定される収入額として、前年産以前5カ年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3カ年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

**【10a当たり当年産収入額とは】**

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

特集 次世代を担う若手農業者の姿～農業経営の更なる発展に向けて～

## 工 若手農家における投資とその効果

(若手農家は、投資により、労働生産性と農業所得の向上を実現)

水田作における若手農家<sup>1</sup>の経営では、非若手農家の経営に比べ、10a当たり労働時間が短く、農業固定資産装備率が高いことから、労働時間の短縮を図るための投資が進んでいることが分かります(図表11)。このことが、規模拡大や高い農業所得につながっていると考えられます。

同様に酪農における若手農家の経営でも、非若手農家の経営に比べ、搾乳牛1頭当たり労働時間が短く、農業固定資産装備率が高くなっています。このことが、規模拡大や高い農業所得につながっていると考えられます。

このように、若手農家においては、投資を行うことで労働生産性の向上を図り、規模拡大を通じて農業所得の向上が図られていると考えられます。

**図表11 主な営農類型別の若手農家の経営状況(平成25(2013)年から27(2015)年までの3か年平均)**

		(水田作)		(酪農)	
経営概況	若手農家	非若手農家	若手農家	非若手農家	
	水田作作付延べ面積	ha	15.4	1.5	
	農業専従者数	人	2.06	0.10	
	自営農業労働時間	時間	5,272	837	
	水田作作付延べ面積10a当たり自営農業労働時間	時間/10a	34	58	
	農業所得	万円	799	32	
	農業粗収益	万円	2,404	205	
	農業経営費	万円	1,604	173	
	農業固定資産額	万円	1,545	202	
	農業固定資産装備率	円	2,930	2,420	
分析指標	水田作作付延べ面積10a当たり農業所得	万円/10a	5.2	2.2	
	搾乳牛飼養頭数	頭	57.1	27.4	
	搾乳牛1頭当たり乳量	kg	8,806	8,192	
	農業専従者数	人	2.51	1.55	
	自営農業労働時間	時間	7,376	4,822	
経営取支	搾乳牛1頭当たり自営農業労働時間	時間/頭	129	176	
	農業所得	万円	1,188	505	
	農業粗収益	万円	6,511	3,081	
	農業経営費	万円	5,323	2,576	
農業固定資産額		万円	4,889	1,678	
分析指標	農業固定資産装備率	円	6,628	3,480	
	搾乳牛1頭当たり農業所得	万円/頭	20.8	18.5	

資料：農林水産省「農業経営統計調査 岩農類型別経営統計(個別経営)」(組替集計)

注：1) 農業固定資産装備率(円) = 農業固定資産額 ÷ 自営農業労働時間

2) 集計値は、平成25(2013)年から平成27(2015)年の3か年平均。平成25(2013)年、平成26(2014)年、平成27(2015)年それぞれの集計経営体数は次のとおり。

水田作：(若手農家) 249 経営体(以下、単位は省略)、237、224、(非若手農家) 1,360、1,382、1,392

酪農：(若手農家) 229、230、224、(非若手農家) 130、129、138

1 ここでいう「若手農家」は49歳以下の農業専従者がいる経営体、「非若手農家」はない経営体。「農業専従者」については、用語の解説2(4)を参照

(参考資料)

## 平成□年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

住 所		業種名		事務所所在地	
農園名				氏 名 (名称)	
フリガナ 氏 名		電 話 番 号		電 話 番 号	

平成 年 月 日

損 益 計 算 書 (自□□月□□日至□□月□□日)

□□□□□□□□

控用 ○申告には、必ず提出用

を使ってください。

科 目		金額 (円)	科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)	
販 売 金 額	①		作 業 用 衣 料 費	⑯		差 引 金 額 (⑦-⑯)	⑯
家 事 消 費 金 額	②		農 業 共 济 掛 金	⑯		貸 倒 引 当 金	⑰
事 業 消 費 金 額			減 価 償 却 費	⑯			⑱
雜 収 入	③		荷 造 運 貨 手 数 料	⑯			⑲
小 計 (①+②+③)	④		雇 人 費	⑯		計	⑳
農 產 物 の 棚 卸 高	期 首	⑤	利 子 割 引 料	⑯		專 徒 者 給 与	㉑
	期 末	⑥	地 代 ・ 貸 借 料	⑯		貸 倒 引 当 金	㉒
	計	⑦	土 地 改 良 費	⑯			㉓
	(④-⑤+⑥)		⑯				㉔
租 稅 公 課	⑧		⑯			計	㉕
種 苗 費	⑨		⑯			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (㉖+㉗-㉘)	㉖
素 畜 費	⑩		⑯			青 色 申 告 特 別 控 除 額	㉗
肥 料 費	⑪		⑯			所 得 金 額 (㉘-㉙)	㉘
飼 料 費	⑫		⑯			㉙ の う ち、肉 用 牛 に つ い て 特 別 の 適 用 を 受 け る 金 額	㉙
農 具 費	⑬		⑯			○ 青 色 申 告 特 別 控 除 に つ い ては、「決 算 の 手 引 き」の「青 色 申 告 特 別 控 除」の 項 を 読 ん で く だ さ い。	
農 荒 生 費	⑭		⑯				
諸 材 料 費	⑮		⑯				
修 繕 費	⑯		⑯				
動 力 光 热 費	⑰		⑯				
			計 (㉚+㉛-㉜-㉝)	㉜			

平成□□年分

フリガナ  
氏名

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

Ⓐ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

控用

区分	作付面積 (飼育 頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭羽数)	農産物の 期首棚卸高		販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の 期末棚卸高	
			数量	金額			数量	金額
田	a	kg	kg	円	円	円	kg	円
畑								
果樹								
特殊施設	m <sup>2</sup>							
農産物計	耕地面積 a			⑤				⑥
畜産物その他	頭羽	頭羽						
合計				①	②			

Ⓑ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現金	現物	合計	
	延日	円	円	円	円
その他(人分)					
計				⑦	□□□□□□□□

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪の欄に移記してください。

区分	区 分		金額
	数量	金額	円
雜収入			
合計			⑬

Ⓑ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区分	期首棚卸高		期末棚卸高	
	数量	金額	数量	金額
未収種農産物				
販売用動物				
種苗、飼肥料、農薬、賃材料				
その他				
合計			⑭	⑮

Ⓒ 専従者給与の内訳

氏名	統柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
		歳	月	円	円	円	円
計		延べ従事月数	□□			⑯	□□□□□□□□

⑤ 減価償却費の計算

○この用紙は  
控用です。  
申告には、必ず  
提出用を使つてください。

減価償却資産の名称等 (継延資産を含む)	面積又は 数量	取 得 (成熟)年月	① 取 得 価 额 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐 用 年 数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の 償却期 間	⑤ 本年分の 普通償却費 (②×①×④)	⑥ 割 増 (特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事 業 専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未 債 却 残 高 (期末残高)	摘要
		年 月	円 ( )	円		年	月 12	円	円	円	円	%	円	円	
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
		・	( )				12								
計												⑪			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取 得・生 产 ・定植等 の年月日	① 前年から の継 越 額	育 成 費 用 の 明 紹					④ 本年中に成 熟したもの の取 得 価 额	⑤ 翌年への 継 越 額 (①+④-③)	⑥、⑦、⑧の欄の金額の 計 算 方 法
			② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費 の投下費用	③ 本年中の 肥料、農薬等 の投下費用	④ 小 計 (②+③)	⑤ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑥ 本年に取得 価額に加算する 金額(④-⑤)			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					⑪					

⑦ 地代・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料、賃 耕 料 等 の 别	面 積 量	支 払 額
		a·kg	円

⑧ 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	期 末 現 在 の 借 入 金 额 等 の 金 额	本 年 中 の 利 子 割 引 料	左 の う ち 必 要 経 費 算 入 額
	円	円	円

⑨ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 额	左 の う ち 必 要 経 費 算 入 額	所 得 税 及 び 償 還 特 別
	円	円	円

(注) ⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの⑨、⑩の欄に移記してください。

# 貸 借 対 照 表 (資産負債調)

(平成 年 月 日現在)

控用

## ① 貸倒引当金繰入額の計算 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

	金額
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に関する明細書)の⑥欄の金額を書いてください。)	⑦
一括評価による本年分 繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金 の繰入れの対象となる貸金の合計額 (⑦ × 5.5 %)
	⑧
本年分繰入額	本年分繰入額 (⑦ + ⑧)
本年分の貸倒引当金繰入額 (⑦ + ⑧)	⑨

## ⑩ 青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑩ (赤字のときは0)	円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 (1ページの「損益計算書」の⑨欄の金額を書いてください。)	⑪ (赤字のときは0)	円
65万円の青色申告特別控除額 (65万円と⑩のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。))	⑫	円
特別控除を受ける場合	青色申告特別控除額 (「65万円 - ⑫」と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑬
上記以外の場合	10万円と⑩のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑭
	青色申告特別控除額 (「10万円 - ⑭」と⑬のいずれか少ない方の金額)	⑮

## ① 本年中における特殊事情

(注) ⑩、⑪の金額は、それぞれを1ページの⑩、⑪の欄に移記してください。

● 65万円の青色申告特別控除を受けれる人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	月 日(期首)	科 目	月 日(期首)
現 金	円	買 掛 金	円
普 通 預 金		借 入 金	
定 期 預 金		未 払 金	
そ の 他 の 預 金		前 受 金	
売 掛 金		預 り 金	
未 収 金			
有 価 証 券			
農 産 物 等			
未 収 積 農 産 物 等			
未 成 熟 の 果 樹 育 成 中 の 牛 馬 等			
肥 料 そ の 他 の 貯 藏 品			
前 払 金			
貸 付 金			
建 物 ・ 構 築 物		貸 倒 引 当 金	
農 機 具 等			
果 樹 ・ 牛 馬 等			
土 地			
土 地 改 良 事 業 受 益 者 負 担 金			
		事 業 主 借	
		元 入 金	
事 業 主 貸		青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額	
合 计		合 计	

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

# 平成□□年分収支内訳書（農業所得用）

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

控用

## 記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得（農業所得）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

○ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。

○ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

平成 年 月 日

（自 □□月□□日 至 □□月□□日）

番号 □□□□□□□□□□

○ 申告には、必ず提出用を使つてください。

科 目	金 額 (円)
販売金額 ①	
家事消費金額 ②	
事業消費 ③	
雑 収 入 ④	
小計 (①+②+③) ④	
農産物の期首 ⑤	
棚卸高 期末 ⑥	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	
雇人費 ⑧	
小作料・賃借料 ⑨	
減価償却費 ⑩	
貸倒金 ⑪	
利子割引料 ⑫	
租税公課 ⑬	
種苗費 ⑭	
畜 畜 費 ⑮	
肥 料 費 ⑯	
飼 料 費 ⑰	
農 具 費 ⑱	
農 荒 生 費 ⑲	
諸 材 料 費 ⑳	

科 目	金 額 (円)
修繕費 ①	
動力光熱費 ②	
作業用衣料費 ③	
農業共済掛金 ④	
荷造運賃手数料 ⑤	
土地改良費 ⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
農産物以外の棚卸高 期首 ⑮	
期末 ⑯	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ⑰	
小計 (⑮-⑯-⑰) ⑱	
経費計 (⑪~⑰までの計+⑱) ⑲	
専従者控除前の所得金額 (⑦-⑲) ⑳	
専従者控除 ⑳	
所得金額 (⑳-⑳) ⑳	
⑳のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	

住 所	業種名	事務所所在地
農園名		
フリガナ 氏 名	電 話 番 号	電 話 番 号

## ○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	延日	円	円	円
その他(人分)				
計			⑧	□□□□□□□□

## ○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃耕料等の別	面積・数量	支払額
		a·kg	円

## ○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続柄	従事月数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数	□□	

○この用紙は  
控用  
です。申告には、必ず

提出用  
を使ってください。

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (耕育) (頭羽数)	販売金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (耕育) (頭羽数)	販売金額	農産物の棚卸高						
			期首		期末					期首		期末				
			数量	金額	数量	金額				数量	金額	数量	金額			
田畠	a	円	kg	円	kg	円	m <sup>2</sup>	円	円	kg	円	kg	円			
	④小計															
畑							頭羽	円	円	区分		金額				
										円						
④小計							合計 (④+⑤+⑥)	①	②	合計		③				

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (縦延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の 償却期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (②×③×④)	⑥ 特別 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ( )	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
計															⑪

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年からの 繰越額	育成費用の明細					⑪ 本年中に成 熟したもの の取得価額	⑫ 翌年への 繰越額 (⑪+⑬-⑫)	⑬、⑭の 欄の金額の 計算方法		
			⑮ 本年中の 種苗費、種付 料、農薬等の 投下費用	⑯ 肥料、農薬等 の投下費用	⑰ 小計 (⑮+⑯)	⑱ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑲ 本年に取得 価額に加算する 金額(⑰-⑱)					
		円	円	円	円	円	円	円	円			
計					⑳							

○本年中における特殊事情

--